

2021年度活動報告書



山村ホームでの味噌づくりの時の写真です



• • •

認定特定非営利活動法人子どもセンターてんぽ

はじめに

日頃より、子どもセンターてんぽの活動にご支援とご理解をいただき、心より感謝いたします。2021年度の活動報告書を作成いたしましたので、ご覧いただき、引き続きのご指導ご鞭撻をいただければ幸いです。

2021年度、子どもシェルターてんぽでは、引越を経ながら15名の女子の新規利用がありました。また、自立援助ホームみずきの家には、2名の新規入居者を迎えた。常時約6名の利用者と共同生活をしながらの支援をいたしました。両施設とも、新型コロナ対策では苦労しましたし、退所者支援（アフターケア）も大きな課題として取り組みました。山村ホームを利用して、毎月1回の「Cafeてんぽ」を開催し、シェルターてんぽやみずきの家の退所者と交流・支援を継続的に行う取り組みも始めました。これら全ての活動に、たくさんの関係機関やボランティアスタッフのお力をお借りすることができました。改めて感謝申し上げます。

居場所のない子どもの電話相談は、2021年度より、電話相談員を増員し、月曜から金曜までの平日午後に電話相談を受けられる態勢を整えることができました。これで、開設以来の念願がかないました。

このように、2021年度は、たくさんの困難や課題に直面しながらも、支えて下さる多くの皆様の力を借りながら、充実した活動を展開できたものと自負しております。

最後に、私事ではありますが、法人開設以来約14年間にわたり勤めてまいりました理事長職を、2022年5月をもって退任させていただくこととなりました。当法人は、新しい体制のもと、引き続き頑張ってまいりますので、変わらぬご支援をお願い申し上げる次第です。

2022年5月

認定NPO法人子どもセンターてんぽ
理事長 影山秀人



シェルター雛祭りのちらし寿司

目 次

はじめに

1 シェルター運営事業	P. 1
(1) 利用者数（新規十継続）の推移 (2) 性別 (3) 入所時年齢 (4) 入所直前の居所 (5) 滞在中の通院状況（重複あり） (6) 滞在日数 (7) 退所先 (8) アフターケア (9) 振り返りと今後に向けて	
2 自立援助ホーム運営事業	P. 10
(1) 利用者数（新規十継続）の推移 (2) 月別在籍者数 (3) 入所時年齢 (4) 入所前の居所 (5) 在籍期間 (6) 退所先 (7) 学歴 (8) アフターケア (9) 振り返りと今後に向けて	
3 居場所のない子どもの電話相談事業	P. 17
(1) 電話相談件数の推移 (2) 相談者内訳 (3) 対象者性別 (4) 対象者年齢 (5) 電話の主旨 (6) 主訴 (7) まとめと課題	
4 山村ホーム活用事業	P. 25
(1) ヨガ教室 (2) 畑づくりと庭の整備、収穫物の活用 (3) 建物の整備 (4) お茶会 (5) メイク講座 (6) 「Caféてんぽ」と「てんぽOG・OBの集い」 (7) ホームの貸し出し (8) 今後の活動	

5 研修	P. 30
(1) シェルタースタッフ研修 (2) みずきの家スタッフ研修 (3) 電話相談員研修 (4) 子ども担当弁護士研修 (5) シェルターボランティア養成講座 (6) シェルターボランティア研修	
6 啓発活動	P. 33
(1) 公開シンポジウム「飛び立つために羽を休めて」 (2) ニューズレター「てんとうむし」 (3) ホームページおよびブログ (4) オレンジリボンたすきリレーへの参加 (5) Ja SPCANかながわ大会 (6) 講演・勉強会の講師など (7) みずきの家見学受入れ	
7 組織運営	P. 35
(1) 2021年度通常総会 (2) 理事会 (3) 運営委員会	
8 助成・ご寄付いただいた団体等	P. 37
(1) 助成金・寄付金 (2) 物品寄贈・寄付品	

あとがき

巻末資料

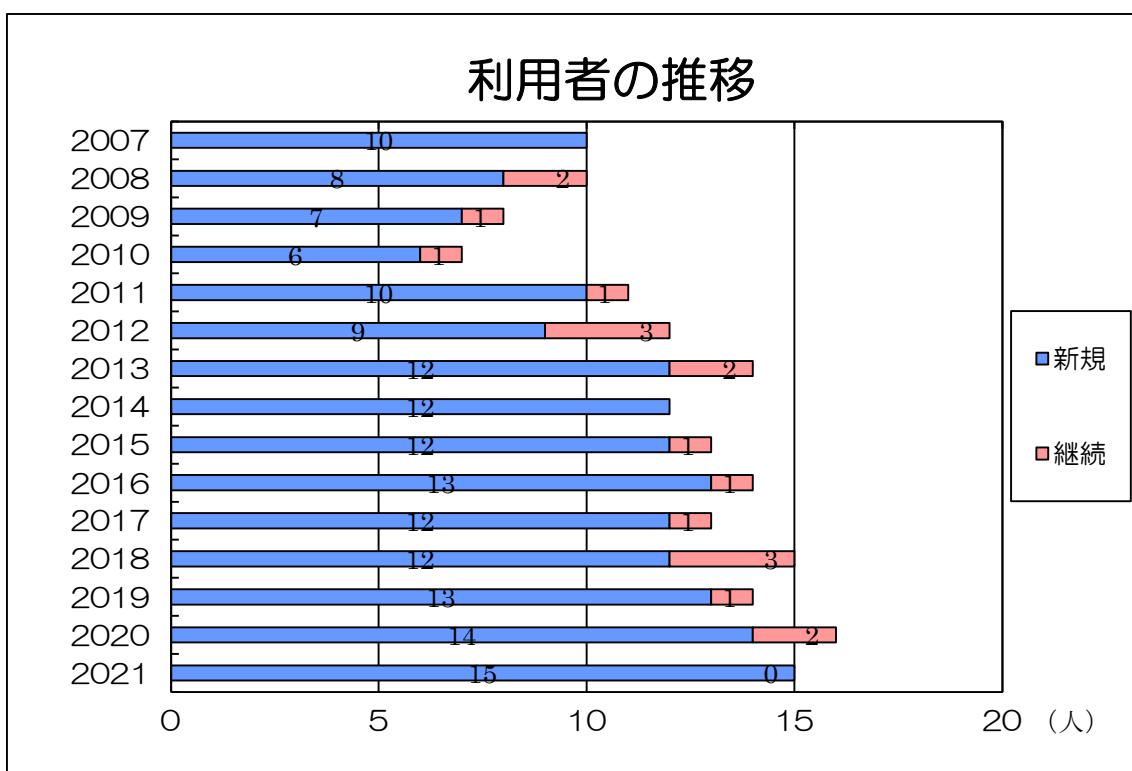
2021年度決算書
2021年度シンポジウムチラシ
新聞記事

1 シェルター運営事業

2021年度は、シェルターにとって大きな転換期であり、波乱万丈な1年だった。まずは、開設以来慣れ親しんだ場所や建物とお別れをし、新たな場所で建物や家具も一新した上にスタッフも増員され、まさに「新生てんぽ」が4月にオープンしたことである。これまでの「昭和な建物」から、まるでモデルハウスのような住空間になったことは、旧シェルターを知っている者にとっては夢のことであった。

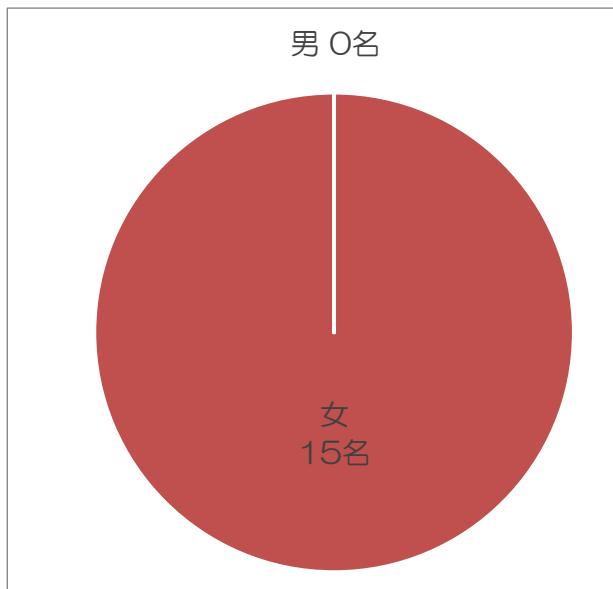
次に、移転後ようやく軌道に乗って来た8月下旬、シェルター内で一部の利用者およびスタッフが新型コロナウイルスに感染し、感染者と非感染者の棲み分けで、通常より手厚いスタッフを24時間確保しなければならず、理事やボランティアスタッフの協力で、なんとか利用者の生活支援が継続でき、また、感染を拡大せずに終息できたことは、法人内の結束力とボランティアスタッフの底力を痛感したと同時に感謝の1年であった。

(1) 利用者数（新規+継続）の推移



年度	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
新規	10	8	7	6	10	9	12	12	12	12	12	13	12	12	12
継続	0	2	1	1	1	3	2	0	1	1	1	3	1	1	3
年度	2019	2020	2021	合計人数											
新規	13	14	15	165											
継続	1	2	0												

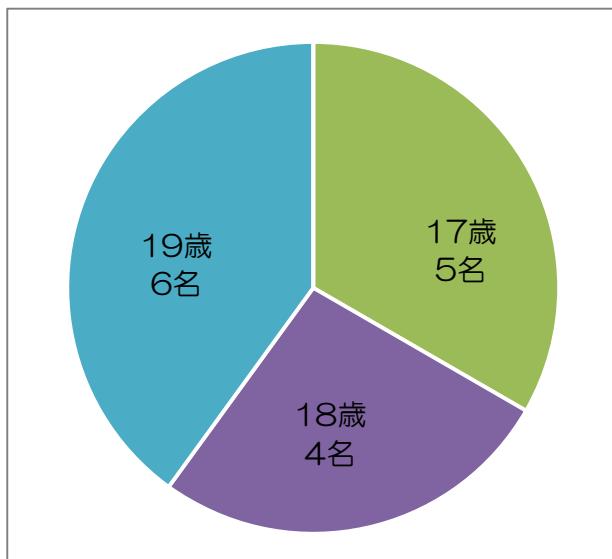
(2) 性別



性別	男	女
	0	15

2021年度の利用者15名は、前年度と同様すべて女性であった。4年続けて男性の利用者がいない状況が続いている。その理由としては、そもそも女性の入所相談が多いことと、性的被害を受けて入所してくる女性がいる場合、男性を同時期に受けすることは難しかったため、男性の入所相談があってもタイミングにより入所を断らざるを得なかつたことが大きな理由である。

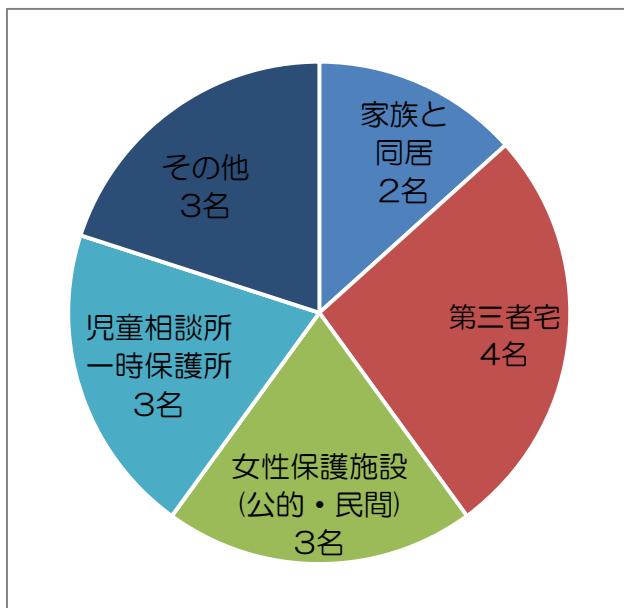
(3) 入所時年齢



入所時 年齢	15歳 以下	16歳	17歳
	0	0	5
18歳	4	6	0
19歳	6	0	0

2021年度は、17歳から19歳に集中しており、17歳が5名、18歳が4名、19歳が6名となっていた。前年度と同様、18歳および19歳が多いのは特徴といえる。また、高校に在学している利用者が7名、4年制大学に在学している利用者が2名、短大に在学している利用者が2名、専門学校に在学している利用者が1名と、15名中12名は在学中の利用者であった。

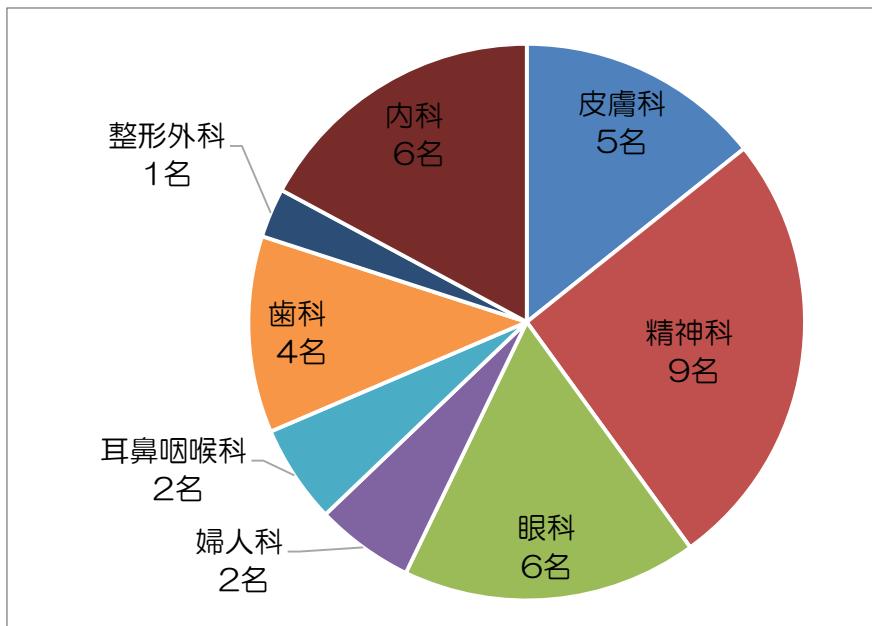
(4) 入所直前の居所



入所前 居所	家族と同居	第三者宅	女性保護施設 (公的・民間)	ホームレス状態 (野宿・ホテル 等宿泊含む)	児童相談所 一時保護所	児童福祉 施設	その他
	2	4	3	0	3	0	3

2021年度の入所前の居所として最も多かったのが、「第三者宅」からの入所で4名となっていた。これは、家出先として友人宅へ行ったものの、そこに長くは居続けられない状況となりシェルターにつながったケースや、民間団体の支援者宅を転々としシェルターにつながったケースがあった。次いで、「女性保護施設」からの入所が多かったのは前年度と同様で、シェルターの受入が可能になるまで短期間保護してもらったケースが多かった。また、「児童相談所一時保護所」からシェルターへ入所したケースは、一時保護所では通学させることが難しいため、シェルターへ一時保護委託することで毎日の通学を保障できるようにするためである。そして、「その他」には、支援者が用意したアパートやホテルに短期間いたケースであった。最も少なかったのは、「家族と同居」が2名であった。自宅から直接シェルターへ入所するケースは少なく、すでに家を出てからシェルターに繋がるケースが多かった。

(5) 滞在中の通院状況（重複あり）

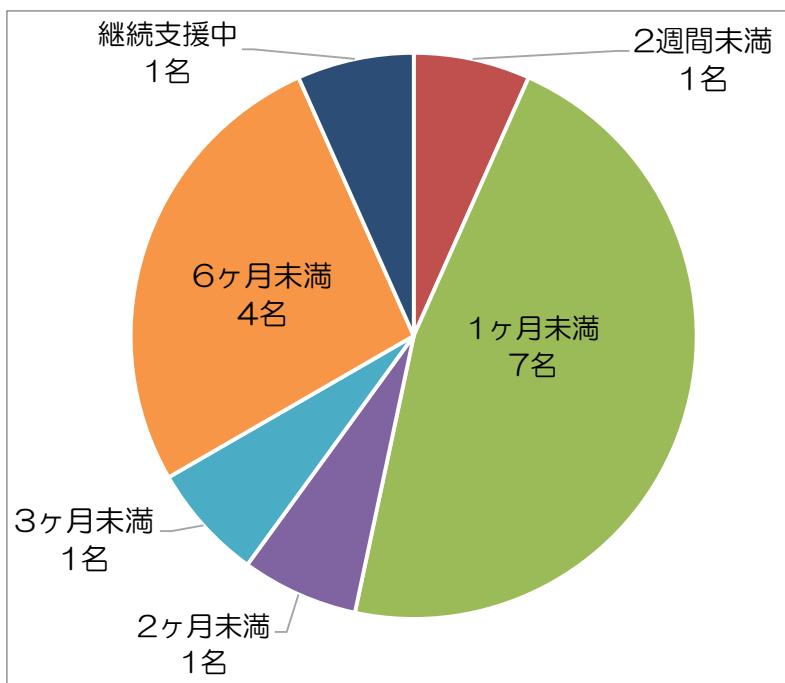


通院状況	皮膚科	精神科	眼科	婦人科	耳鼻咽喉科	歯科	整形外科	内科
	5	9	6	2	2	4	1	6

前年度に比べ、利用者が受診した科も多岐にわたり、通院の頻度も単発より継続して通院するケースが多かった。そして、1人の利用者に対して、毎週しかも遠方の医療機関に通院同行しなければならないケースが同時期に複数いた為、通院同行に費やすスタッフの時間や労力は大きな負担となった。しかし、関係機関の方々の協力も得られたことと、通院同行中に利用者と1対1で関わることができたのは、支援する上で必要な信頼関係の形成やコミュニケーションを図る良い機会となり、大変有意義ではあった。

前年度と同様、精神科へ通院している利用者が多く、2021年度は15名中9名となっており全体の6割を占めていた。入所前から精神的に不安定であったり、不眠やイライラなどの症状があり、もともと通院していたケースや、シェルターへ入所後に出来として障害のサービスに繋ぐために精神科へつなげたケースもあった。精神科薬を服用している利用者が多かったので、服薬管理についてはミスのないよう医療情報の周知徹底や保管や投薬方法等、細心の注意を払った。眼科は、シェルターに入所する際、コンタクトや眼鏡を持てなかつた為、それを作るために処方箋を出してもらう目的の受診がほとんどであった。歯科は、入所前の環境から虫歯治療ができず悪化して、本人の希望やスタッフの促して受診した。耳鼻咽喉科および皮膚科は、花粉症やアレルギー、湿疹により受診、婦人科へは妊娠や性感染症の検査や治療のために受診、整形外科は階段から滑り落ちて足の指を負傷しての受診であった。そして、前年度と比べ内科が多かったのは、利用者全員がPCR検査を受けた為である。

(6) 滞在日数



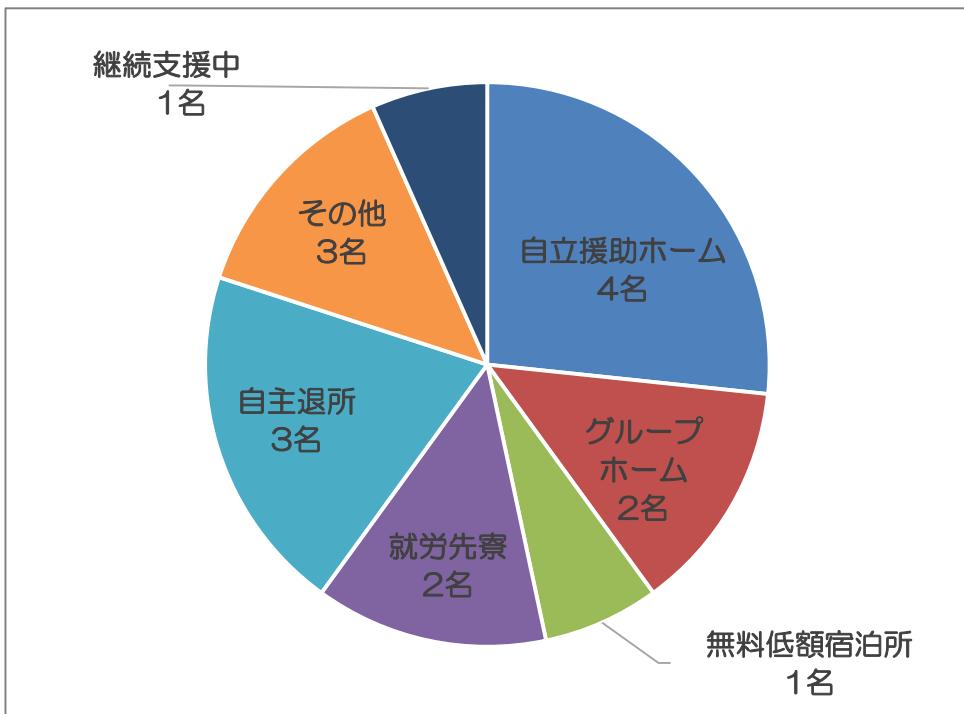
滞在日数	2週間未満	1ヶ月未満	2ヶ月未満	3ヶ月未満	6ヶ月未満	継続支援中
	1	7	1	1	4	1

シェルターの入所期間はおおむね2ヶ月となっているが、2021年度は継続支援中を除いた14名のうち、8名の利用者が2ヶ月未満の滞在日数となっており、2ヶ月を超えたケースは5名で、全体の約6割の利用者が2ヶ月未満、約4割が2ヶ月以上を占めていた。

また、継続支援中を除く平均滞在日数をみてみると、約58日となっており前年度の約44日と比べ長期化している。平均滞在日数では実態がみえにくいので、最短と最長の滞在日数を挙げると、最短は12日で、最長が168日となっており、短期の利用者と長期の利用者にはかなりの幅があることがわかる。

その主たる理由としては、前述のとおり自立援助ホームの空きがなく、入所できる自立援助ホームが見つかるまでシェルターで待機したことや、他の選択肢を探したり調整するのに時間が掛かったことが影響していると思われる。

(7) 退所先



退所先	自立援助ホーム	自宅	医療機関	就労先寮	児童福祉施設	里親	グループホーム	女性保護施設	自主退所	その他	継続支援中
その他	3名										1名
自立援助ホーム	4名										
グループホーム				2名			2名				
無料低額宿泊所							1名				
就労先寮	2名			2名							
児童福祉施設				0							
医療機関			0								
自宅	0	0									
自立援助ホーム	4										
継続支援中										1	
その他									3	3	
自主退所								0			

2021年度も「自立援助ホーム」へ退所したケースが最も多いかったが、そもそも「自立援助ホーム」へ入所することで方針が決まっているながら、空きがなくシェルターでの入所期間が長期化したり、他県の「自立援助ホーム」に割愛交渉しても叶わず、「自立援助ホーム」を諦め他の選択肢を選ばざるを得なかったケースもあった。「自立援助ホーム」は就労支援だけでなく就学支援も行っていることから、年単位で利用する者が多く、なかなか空きがない状況があり、今後の退所先として「自立援助ホーム」以外の社会資源を開拓する必要性が高まるだろう。次いで「自主退所」が多かったのは、2021年度の特徴であった。自ら希望してシェルターへ入所したが、シェルターを退所することを希望し、話し合いのうえ元の居場所へ戻ったケースや、無断で出て行き、後から連絡がとれ安否確認はできたものの、本人の希望でシェルターには戻らなかったケースがあった。そして、「就労先寮」、「グループホーム」が2ケースずつ、「その他」が3ケースとなっているが、「その他」には外国人支援団体の施設や無料低額宿泊所があった。

(8) アフターケア

2021年度より、「自立支援担当職員」が配置され、自立支援体制の強化を図っているところではあるが、まだまだ未整備で試行的な段階にある。そのような中、2021年度は以下のようなことを実施した。

1. 退所後カンファレンスの実施（従来から実施していたが、継続して実施）

自主退所した者を除く退所者全員と、退所後おおむね1ヶ月後あたりに、入所中のカンファレンスに参加していた関係機関、子ども担当弁護士、および、退所後に関わってもらっている機関や人、施設等、本人を取り巻く支援者が一同に集まり、シェルターを退所後の生活が順調か、退所前に役割分担した事柄が遂行できたかの確認、新たな課題等、情報の共有を本人も交えて実施した。

2. 「Café てんぽ」の実施

毎月1回、山村ホームにて「Café てんぽ」を開催した（5/29, 6/29, 7/31, 9/25, 10/21, 12/25, 1/27, 2/26, 3/29）。8月は緊急事態宣言を受けて中止し、11月は年に1回のOGOBの集いがあるため除いたが、合計9回実施した。開催日については、働いている方や学生の方も参加しやすいように、平日と土曜日の午後に各月ごとで曜日を替える等、工夫をした。

「Café てんぽ」では、お菓子や飲み物を用意して、ゆっくり休みたい、話しをしたい、聞いて欲しい、相談したい等々、臨機応変に対応できるよう柔軟に運用している。それと同時に、季節の行事を織り交ぜたり、山村ホームの畠で作った作物や、生理用ナプキン、使い捨てマスク、ご寄付の衣類等、自由に持ち帰ることのできるコーナーも用意した。次第に、参加者とスタッフがランチと一緒に作って食べる企画が出てきたりと、時間も内容も試行錯誤的に行っている。また、事前に相談したいとの連絡を受けた場合、「Café てんぽ」の前後の時間に個別相談を設定した。ほっと心を解してもらう時空間であったり、問題解決型の相談の場にもなる等、今後も多様な活用方法を模索していきたい。

3. アフターケア専用の携帯電話とメールでの案内

毎月の「Café てんぽ」の案内を退所者にメールで送ることで、退所者からは返信が来て近況報告してくれたり、相談される等、シェルターとの繋がりを維持する良い機会となっている。また、アフターケア専用の携帯電話を用意したので、退所者との連絡は非常に便利になった。

4. 年に1回のOGOB会の開催（従来から実施していたが継続して実施）

2021年度は、11/6（土）に感染予防対策をしながら開催した。スタッフや理事の他に、ボランティアスタッフや子ども担当弁護士の方々の参加もあり、総勢19名となった。コロナのことを鑑みてBBQはせず、個包装のお菓子とお茶類で、それぞれに近況報告をしてくれたり、写メを見せてくれたりと、懐かしいひと時を過ごすことができた。山村ホームの畠で採れたサツマイモをお土産で持ち帰ってもらい、別れを惜しみながらの閉会だった。

5. 電話相談での傾聴

退所前にホーム長との最後の面接の際、退所後の相談先の一つとして電話相談の番号と事務局の番号が書かれたカードを渡している。それを見て、退所後に寂しいか

らと電話してくる退所者や、嬉しいこと、腹が立ったこと等、聞いて欲しいことがあり電話してくる等、電話相談員が傾聴し共感してくれることで少しは安定につながっているのか、退所者によっては定期的に相談電話が入っている。具体的な対応が必要な相談の場合には、シェルターへ繋いでもらい直接対応している。

6. アウトリーチなアフターケア

通院同行や退所者宅への訪問、関係機関との連絡調整など、個々に必要が生じた場合には、アフターケアの一貫として実施している。2021年度は試行的に退所後の支援計画を作成し実施してきたが、今後は内容をさらに吟味し書類を整えると共に、入所中から退所後の支援まで見通しを立て、インケアとアフターケアの繋ぎの部分をより丁寧に行う必要があると考えている。必要な方には、退所後も支援計画に基づいたアフターケアを実施できるよう整えていきたい。

(9) 振り返りと今後に向けて

・滞在日数と退所先の確保

シェルターという特性上、外出や外部との連絡に制限があるなど、何かと制約がある生活となざるを得ず、長期間過ごすには適さない環境のため、原則2ヶ月までとなっている。2021年度の利用者のうち、約6割は2ヶ月未満の滞在日数であったが、約4割は2ヶ月を超え、最長滞在日数が169日と約半年間シェルターで過ごした利用者もいた。この背景には、ほとんどの利用者がシェルターを退所後すぐに自立するのは難しく、自立援助ホームへ入所させたい利用者が増えた一方で空きがなく、他の社会資源を探さなければならないケースが増えたことと、インケア中に退所後のきめ細かな支援体制まで整えた上で退所させる必要があった為、長期化したと思われる。利用者の退所先確保が困難化するだろうと予想していたことが、とうとう現実となってしまった。

・アフターケアの試み

シェルターは、入所してから退所先を探すまでタイトなスケジュールである為、これまでインケアに重点を置き、シェルターでのアフターケアについては、基本的には本人や関係者から相談があったら対応する、いわゆる「待ち」の姿勢であった。

しかし、自立援助ホームに入れず退所後も継続した支援を要するケースが増えたこともあり、2021年度よりアフターケアの内容を見直し、現在試行中である。具体的には、従来から行っていた退所後カンファレンスの実施や電話相談での対応、年に1回の「OGOB会」に加え、毎月「Caféてんぽ」を開催し、その度に退所者に対してメールや電話でお知らせをし、より相談しやすい環境を整えた。さらに、アフターケア専用の携帯電話を新たに用意し、退所先への訪問や通院同行、必要に応じて他機関への繋ぎ等、アウトリーチな支援も行った。そして、一方的な支援とならないよう、退所が近くなった利用者に対しては本人とシェルターおよび関係機関が一緒に話し合いをし、退所後に支援が必要かどうか、必要ならばどのような支援を誰がどのように、いつまで行うのか等、具体的な計画を作成し、それを元に本人と確認しながらアフターケアを行っているところである。今後は、試行してみての改善点や計画書および報告書等の見直しをする必要がある。

・コロナ対策と「食」を通じての支援について

シェルターでは、昼食および夕食は利用者と大人と一緒に歓談しながら、できるだけ自然体で楽しく食事ができるよう雰囲気作りには十分に配慮し、そのことを大事な支援の一環として行って来た。そのためか、シェルターの元利用者からは食事が美味しかったという感想が非常に多く、また食事中の会話を実によく覚えており、食事の場面のことを思い出として語る利用者が多かった。食事中の何気ない会話は、これまでの養育環境や親やきょうだいへの思いがエピソードとして語られることがよくあり、また今の心境や入所してからの気持ちの変化を知る上で大変貴重な機会となっていた。しかし、コロナ感染予防対策として食事の提供方法を変えざるを得ず、その貴重な機会が奪われたことも事実である。とはいえ、感染予防も利用者および支援者の命や健康を守る観点から非常に重要であり、日々の感染状況を静観しながらスタッフや理事らと何度も話し合った。

シェルターの雛飾り

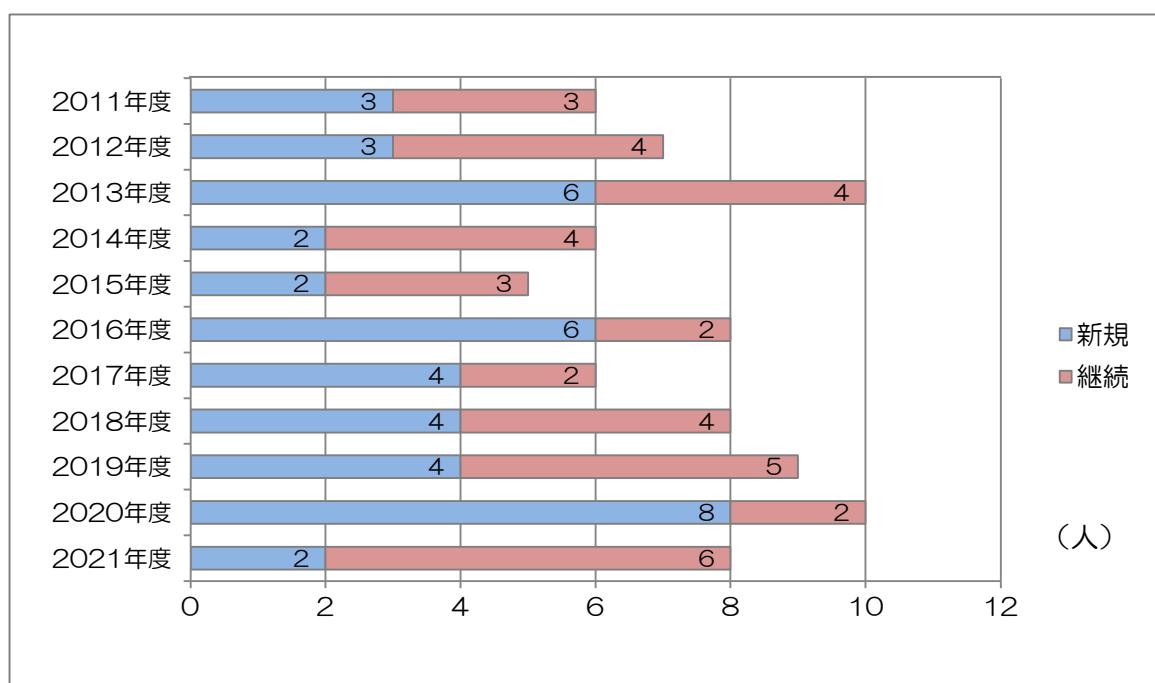


2 自立援助ホーム運営事業

自立援助ホームみずきの家（定員：女子6名）において、何らかの理由により家庭で生活できなくなり、働くを得なくなった子ども・若者（原則として15歳から20歳未満）に、共同生活を通して自立する準備期間を提供し、①日常生活上の援助、②生活指導、③就業・就学の支援、④元利用者への相談と援助を行った。

また、2021年度児童養護施設退所児童等支援事業のうち、社会的養護自立支援事業として退所者1名、就学者自立生活援助事業として利用者1名（川崎市）の支援を実施した。

（1）利用者数（新規+継続）の推移

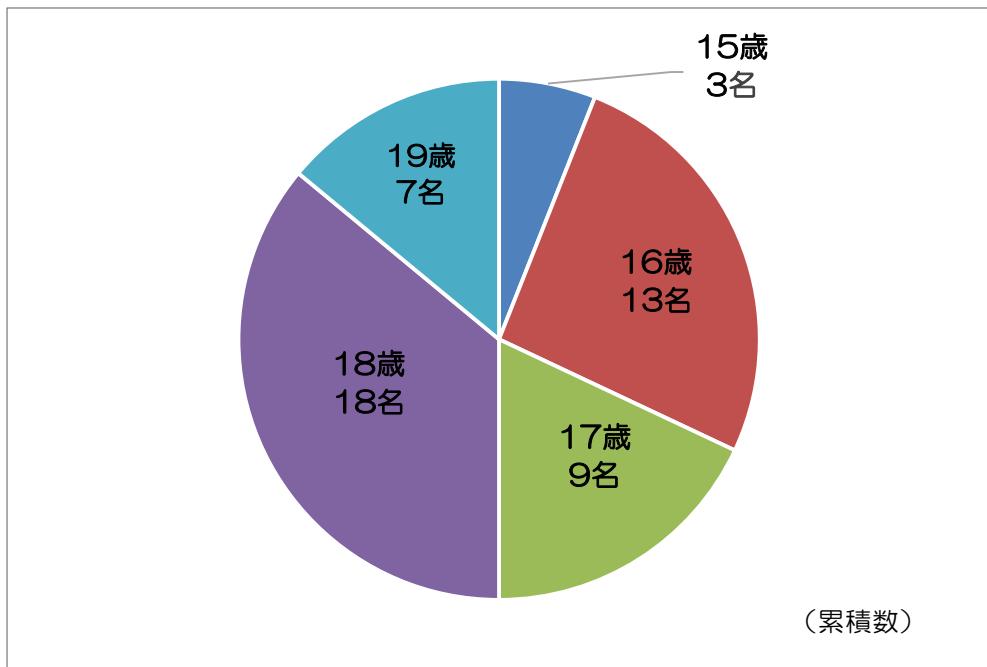


（2）月別在籍者数

(月初人数)														
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計		
6	6	5	5	5	6	5	5	6	6	6	6	67		

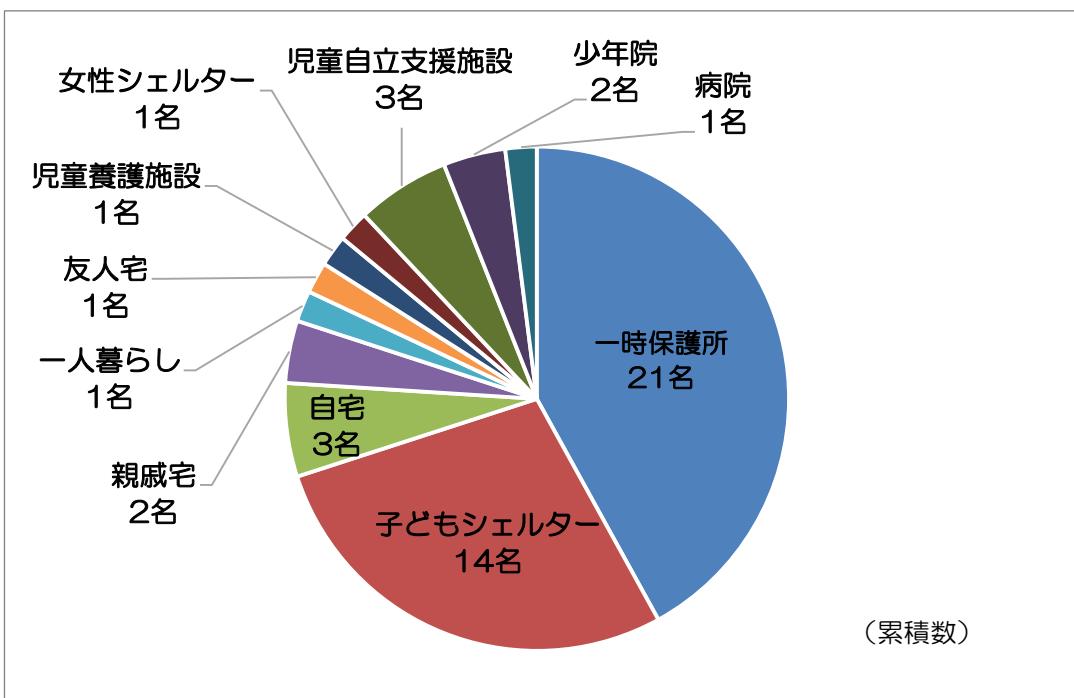
今年度は平均月別利用者数が5.6人であった。

(3) 入所時年齢



2021年度までの全利用者50名の入所時の年齢については、18歳以上の入所が半数(50%)となっている。2021年度新規入所者2名の内訳は、17歳1名、18歳1名であった。

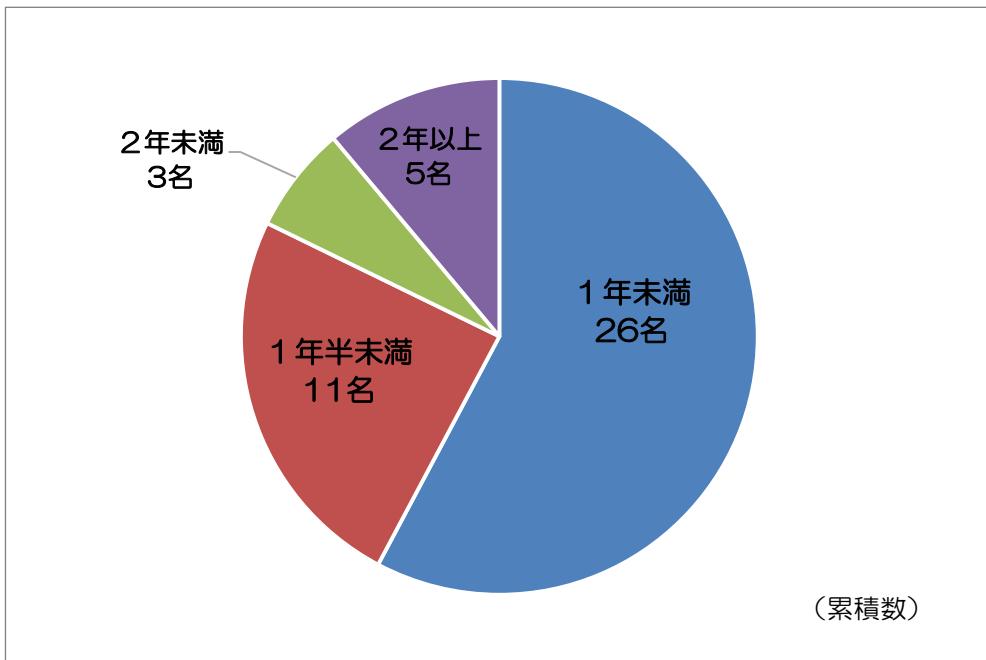
(4) 入所前の居所



2021年度までの全利用者50名中、一時保護所21名(42%)が最も多く、次いでシェルター14名(28%)となっている。

2021年度新規利用者2名の内訳は、シェルター2名であった。

(5) 在籍期間



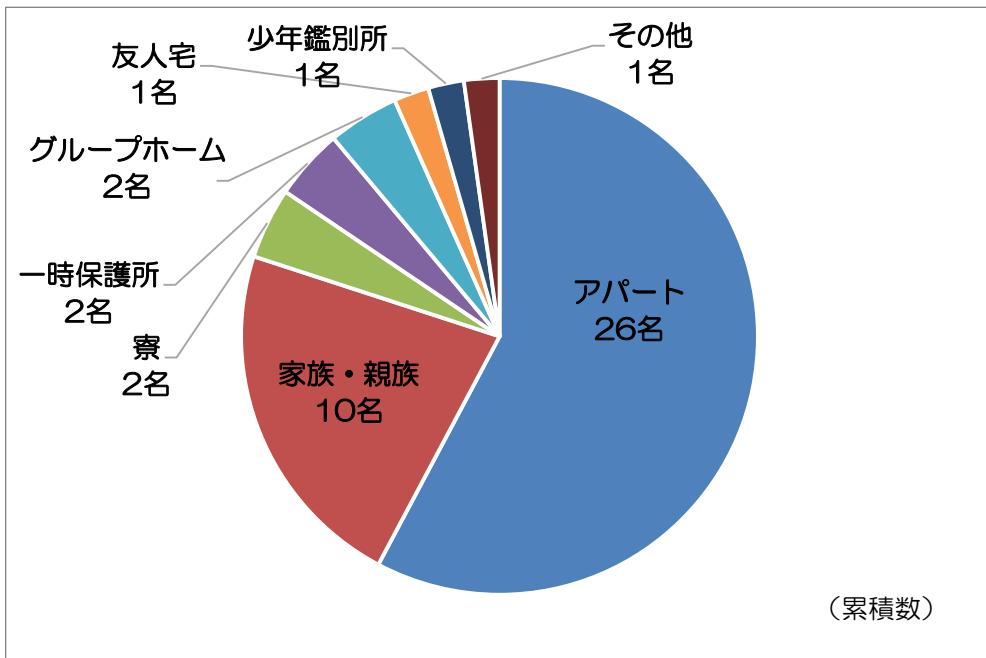
2010年6月の開所以来、2021年度までに45名がみずきの家を退所している。最も長く利用した者は886日、短い者は17日で、平均は約11ヶ月（340日）である。

2021年度に退所した3名の在籍期間は、それぞれ383日、179日、800日（平均454日）であった。



みずきの家の七夕飾り

(6) 退所先



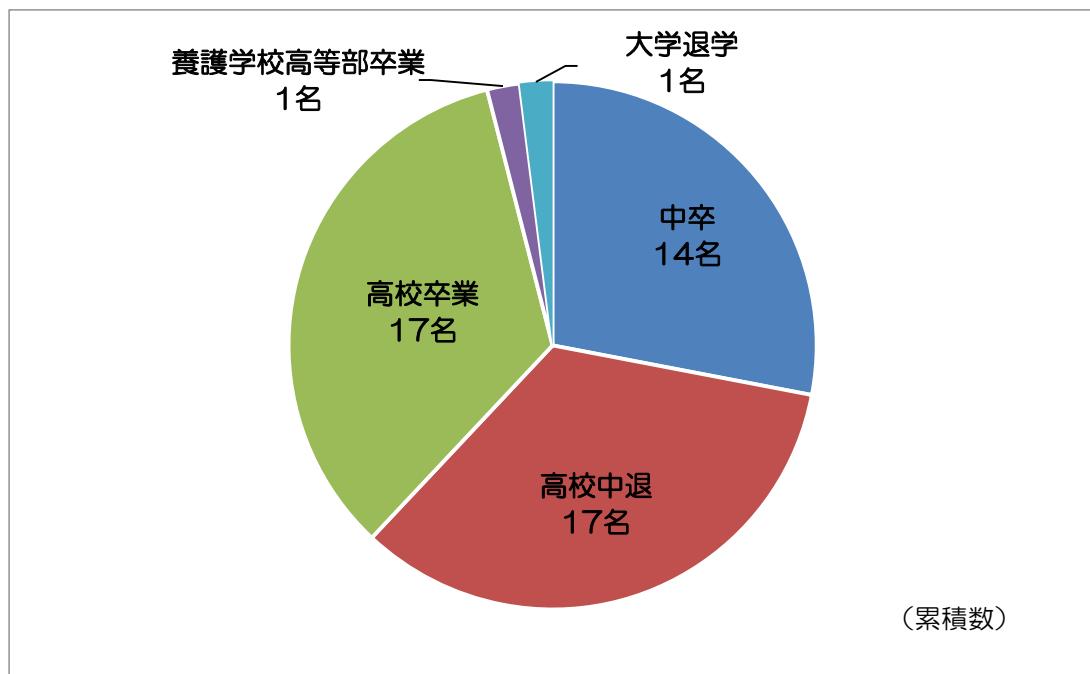
2021年度までの全退所者45名のうち、自分の目標を達成して退所した利用者は18名(40%)、目標途中で退所した利用者は23名(51.1%)、無断退所は4名(8.9%)である。

2021年度に退所した3名の行先は、アパート1名、自宅1名、グループホーム1名となっている。



みずきの家のクリスマス

(7) 学歴



2021年度までの利用者50名の学歴は、中卒14名(28%)、高校中退17名(34%)、高校卒業17名(34%)、養護学校高等部卒業1名(2%)、大学退学1名(2%)で、高校卒業以上の学歴を持つ者は18名(36%)である。

2021年度新規利用者の内訳は、中卒(高校在学)1名、高校卒業1名となっている。

(8) アフターケア

全退所者45名に対する2021年度内のアフターケアについては、合計498件(訪問や来訪等による直接の支援が延べ94件、メール・電話等による支援が延べ404件)であった。内容としては、転居支援(法人理事長による連帯保証人としての支援を含む)、医療機関への付き添い、公的手続きの支援、奨学金給付手続きの支援、近況のやり取り、相談、行事への案内等である。

退所者のうち、近隣のアパートで生活している社会的養護自立支援事業の対象者1名については、児童相談所と連携して重点的な支援を行っている。

現在も携帯電話番号等の連絡先が把握できているのは、全退所者45名のうち30名弱であるが、上記支援件数には、山村ホームで年1回実施している子どもセンターてんぽ主催OG・OB会、同所で月1回(年11回)実施しているCaféてんぽ(子どもシェルターてんぽとみずきの家OG・OBの交流会)についてのメールによる案内送付が含まれている。

ただし、返信が来るなど双方向でやり取りができる元利用者は少数であり、実人数としてOG・OB会には2名(及びお子さん2名)、Caféてんぽには1名という参加状況であった。みずきの家において毎年実施していた元利用者を対象とした行事(クリスマス食事会等)については、昨年度も新型コロナウィルス対策のために中止となったが、今後の社会情勢によって再開できた場合、もっと多くの参加人数で交流の機会が持てるようになることを期待している。

(9) 振り返りと今後に向けて

① 在所期間の長期化

2021年度までの全退所者42名の在籍期間の平均は、約11ヶ月(340日)である。これは、従来、みずきの家に入所後すぐに就労に専念し、相応の金額の自立資金を蓄えるという目標設定の下に生活していた利用者によるものが大きく、開設以降の過去12年間では全退所者の58%が1年末満の在籍期間となっている。ただし、この数字には目標を達成できずに短期間で退所した利用者も相当数含まれている。1年以上1年半未満(24%)を合わせると、82%が1年半以内で退所している。

現在、高校在学者が増加しており、残り在学予定期間の1~3年間(通信制・定時制の場合は4年間も該当あり)はみずきの家で生活して自立を目指すという利用者が複数在所しているため、今後の平均的な在籍期間は長期化する可能性が高い。

さらに、入所した時点で心身に被虐待の影響を受けているケースがほとんどであり、仮に就労のみの生活であっても、利用者本人の気持ちの安定を図り、就労を継続させて相応の自立資金を貯めて自立への自信や力を蓄えるためには、そもそも1年程度の在所期間では十分ではないと実感している。

② 高校在学者と生活保護受給者の増加

2021年度に在所していた利用者8名のうち、6名が全日制高校又は通信制高校に在学していた。そのうち3名が2021年3月に高校を卒業し、2名が大学及び短期大学に進学している。

自立援助ホームに在籍して通信制高校に通学する場合、利用料(3万円)の負担以外に個人的に必要な生活費を貯うためには、被虐待による精神的症状に苦しむなどアルバイトも無理ができず、生活保護に頼らざるを得ない利用者が多くなっている。実際、2021年度に在所していた利用者8名のうち、通信制高校に在籍しアルバイトのみで生活費を貯えていたのは1名のみで、あと1名は一時保護委託で在所しており、6名が生活保護を受給していた。(2022年4月以降は、収入増加や短期大学進学によって2名が廃止となっている。)

自立援助ホームでの支援の方向性として、利用者がフルタイムで仕事をして自立資金を貯金し、アパートでの独り暮らしに繋げるという従来のパターンは稀になっており、就学者への支援が主流となりつつある。

③ 精神科通院割合の高さ

2021年度に在所していた利用者8名のうち6名が、被虐待の影響から来ると思われる不眠・不安・フラッシュバック・うつ症状などのPTSD症状に悩み、精神科に通院していた(うち1名については症状が重くなったため1か月間入院)が、今後もこのような傾向は続くものと考えられる。

④ その他(特記すべき事項)

・高校転学の支援

1名の利用者について、入居時に入学した通信制高校の授業スタイルが本人の能力や性格に合わず、転学の希望が出されたため、2年次から別の通信制高校に転学する支援を行った。当該利用者については、補習のため南足柄市ボランティアセンターを通して紹介を受けた学習ボランティアによるオンラインの学習支援を導入した。

・大学受験の支援

2名の利用者について、受験直前の新型コロナウイルス感染防止対策として、第一希望の大学等を受験する2週間前から、水回りが独立しており他利用者と接触

することができない部屋に移動していただき、感染及び濃厚接触者となるリスクを軽減させる方策を取った。今後も新型コロナウイルスに限らず、他の感染症予防のために受験等を控えた利用者の希望によって、同様な方策を取ることが考えられる。

- ・新型コロナウイルス感染防止対策による利用者支援への影響

2021年度も残念ながら新型コロナウイルスの影響によって行事の中止や縮小方針を継続した。2021年8月下旬から、新型コロナウイルス感染防止策の強化として、ホーム内における会話時のマスク着用、黙食、リビングにおける食事の人数制限などを呼び掛けてきたが、例えば会食は自立援助ホームの生活として大切な場面の一つであり、それらを制限することはホーム内の対人関係の在り方や雰囲気にも影響していると言え、感染防止策と利用者支援の両立の難しさに直面している。



みずきの家

3 居場所のない子どもの電話相談事業

てんぽの居場所のない子どもの電話相談は、当法人の3事業の一部門として、2008年秋から居場所に関する相談とシェルター利用の窓口として開始した。

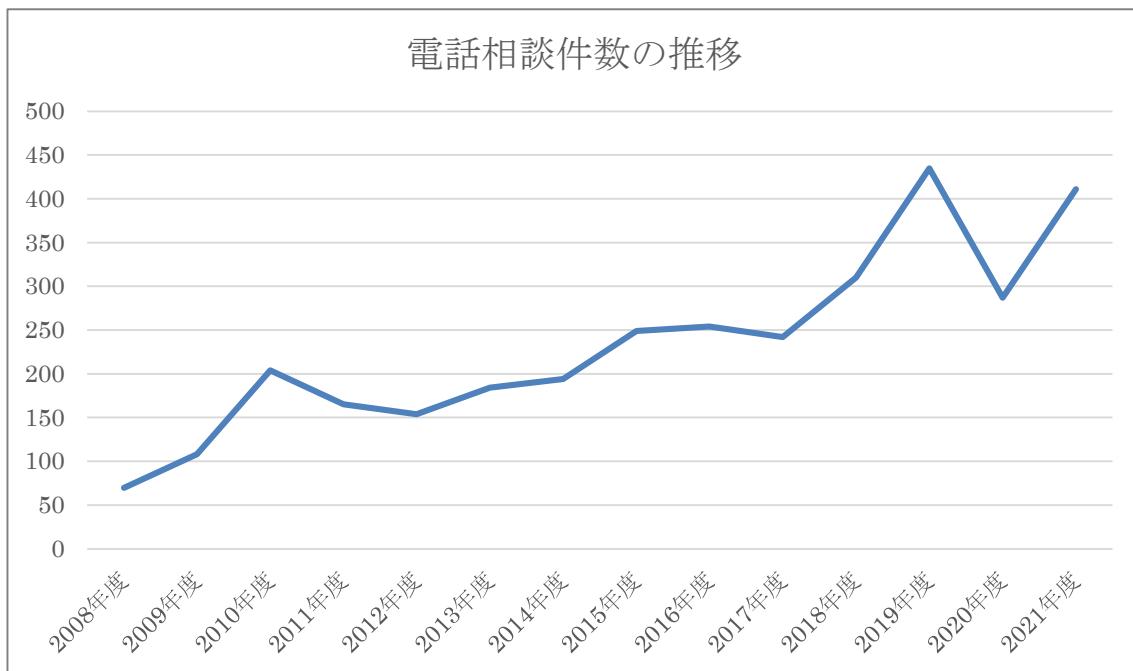
2021年度は、電話相談員の増員を図り、7月からかねて懸案であった電話相談の拡充を図った。これまで週3日の相談日を月曜日から金曜日の毎日午後に行うことで、相談がしやすい態勢を作るとともに、前年度まで相談日以外の相談電話対応をシェルタースタッフや事務局が担っていた負担の軽減につながった。

また、電話相談事業を、できるだけ広く支援の必要な子どもたちや関係機関を始めとする支援者等に知ってもらうため、毎年電話相談カードの配布を行っているが、2021年度も県内の学校や行政機関、民間支援団体等の協力を頂き、約5,500枚を配布した。

(1) 電話相談件数の推移

(単位:件)

相談者	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
市役所・区役所	23	36	41	39	60	80	77	92	56	43
女性相談機関	4	4	0	14	3	0	8	8	8	37
弁護士	16	14	25	27	18	26	17	50	35	32
児童相談所	18	16	16	41	17	24	52	55	48	62
学校	13	14	16	24	27	25	30	44	22	40
本人	42	49	40	51	76	44	63	122	70	108
親	5	9	6	4	15	4	6	3	3	5
親族	0	0	2	3	1	3	5	2	1	2
医療機関	1	5	8	1	0	1	2	1	1	4
民間個人・団体	21	30	29	40	25	29	43	46	40	74
家庭裁判所	0	2	0	1	2	0	0	1	0	0
児童福祉施設	4	2	2	0	0	2	0	7	2	1
警察	1	1	4	4	7	3	5	4	1	1
保護観察所	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
不明	6	2	4	0	3	1	2	0	0	2
合計	154	184	194	249	254	242	310	435	287	411



前表は、直近10年分の電話相談件数を表示している。電話相談開設以来の相談件数は、2008年度70件、2009年度108件、2010年度204件、2011年度165件となっている。

全体の相談件数は、傾向として増加しているといえるが、2021年度の相談件数は411件で、前年度より124件(43%)増、前々年度より24件減となっている。10年前との比較では、約2.5倍に増加しており、着実にてんぽの存在が浸透し、シェルター利用への期待が広がっているといえる。

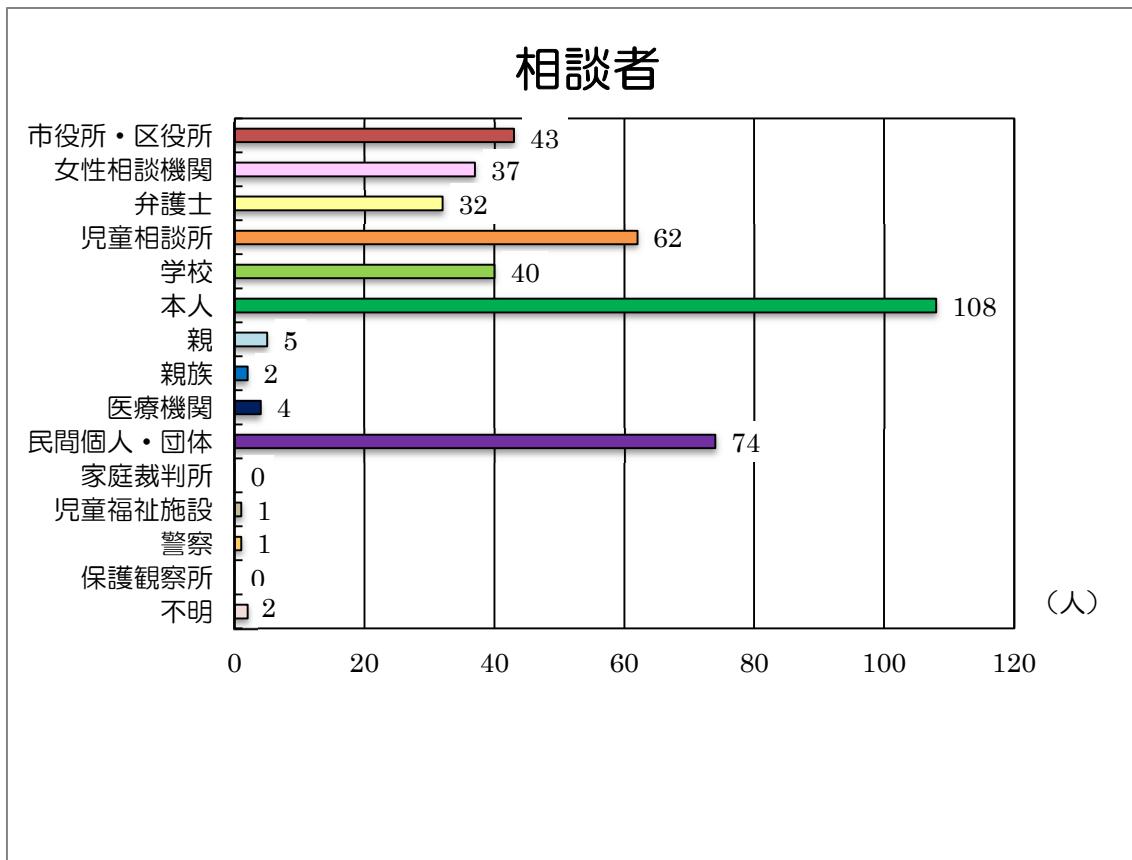
ここ3年間は変動が大きく、全国的な新型コロナウイルス感染症対策の影響もあるのか、家庭や学校など社会全体の環境や対人関係が激変し、相談の必要に迫られた子どもたちの行動に大きく影響したのではないかと思われる。

前年度に比較して2021年度の相談件数が増加した要因として、夏以降それまで週3日の相談日を、月曜日から金曜日まで毎日開設できたことも挙げられる。特に行政機関や学校からは、毎日相談ができるについて評価をいただいた。



新デザインの電話相談カード

(2) 相談者内訳

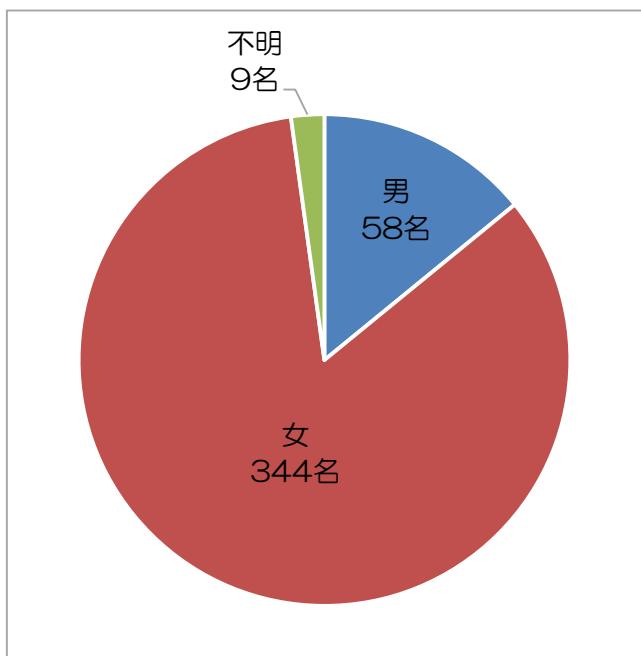


相談者	市役所・区役所	女性相談機関	弁護士	児童相談所	学校	本人	親	親族	医療機関	民間個人・団体	家庭裁判所	児童福祉施設	警察	保護観察所	不明
	43	37	32	62	40	108	5	2	4	74	0	1	1	0	2

2021年度も、子ども本人からの電話が最も多く、108件と全体の26.3%と約四分の一を占めており、例年通りの割合である。また、実人員143人の内、最初に子ども本人がかけてきたのは41人(28.7%)で、内21人(51.2%)が18歳であった。今年度の特徴として、民間の支援団体や民間の個人からの相談や学校からの相談割合が増加したことがあげられる。女性相談を含む行政機関からの相談は、本人の次に多いが、相談割合は、前年度22.2%から19.1%に減少している。一方、民間団体・個人からの相談は13.9%から18.0%へ、また、学校からの相談は、前年度7.6%から9.7%となり、それぞれ増加している。学校からの相談は、教員だけではなくスクールソーシャルワーカーやカウンセラー、養護教諭などからの相談も目立った。

相談者の地域別では、最多が横浜市151件(36.7%)、次に政令市以外の県域が91件(22.1%)、次いで川崎市40件(9.7%)、横須賀市20件(4.9%)、相模原市6件(1.5%)であった。東京は前年度より13件減って91件23件(5.5%)となったが、東京以外の県外からの相談も多く、65件(15.8%)を受けた。

(3) 対象者性別

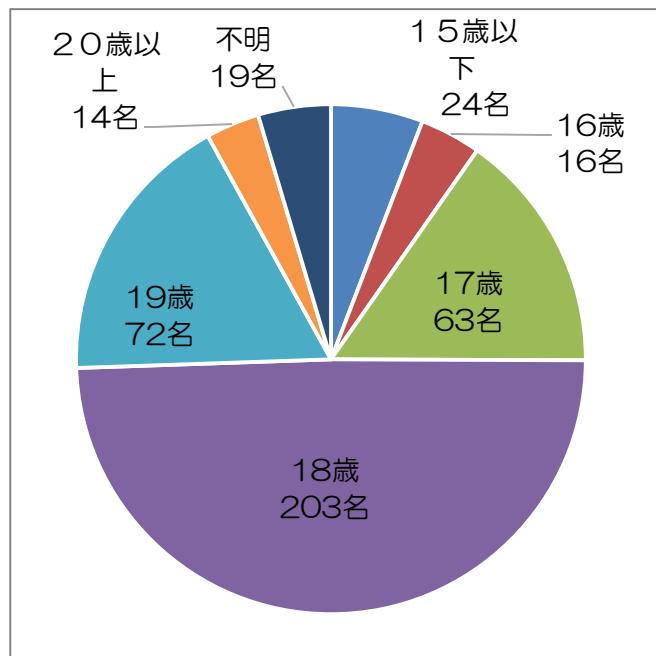


対象者性別	男	女	不明
	58	344	9

例年同様、女性からの相談が多くを占め2021年度は83.6%（前年度80.5%）、男性は14.1%（前年度14.6%）であった。実人員でみると、143人中女性が102人（71.3%）、男性が33人（23.1%）、不明8人となっている。全体の約三分の一が男性に関する相談であったが、シェルターの利用には至らなかった。中にトランスジェンダーを打ち明ける子どももあり、親に理解が得られないとの悩みも語られた。



(4) 対象者年齢

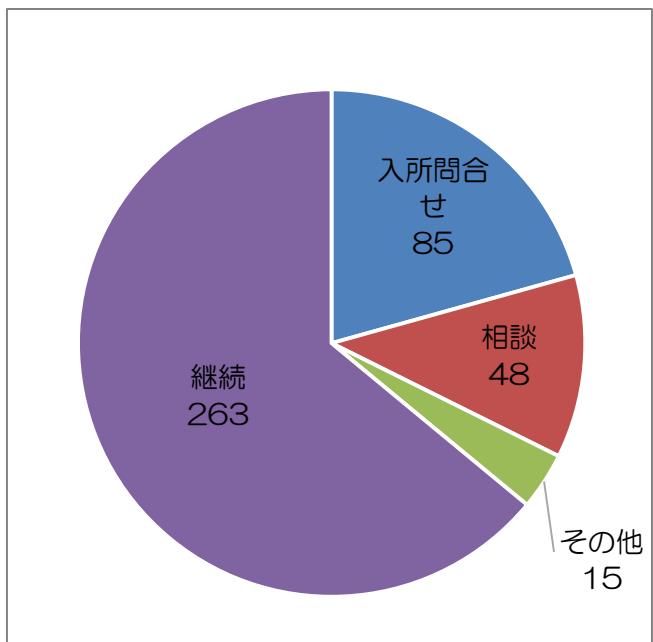


対象者年齢	15歳以下	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳以上	不明
	24	16	63	203	72	14	19

相談対象者の年齢は、例年と同じく18歳が最も多く203件(49.3%)、19歳72件(17.5%)を加えると、275件、66.9%(前年度57.1%)を占める。次いで、18歳を間近にした17歳63件(15.3%)となり、ほとんどは高校や大学に在籍しており、不安定で緊張の強い親との関係の中で、学業の継続も当然のことながら、家庭内が居場所ではなくなっていることに悩んでいる様子や家庭から自立したいと望んでいる様子が伺えた。



(5) 電話の主旨



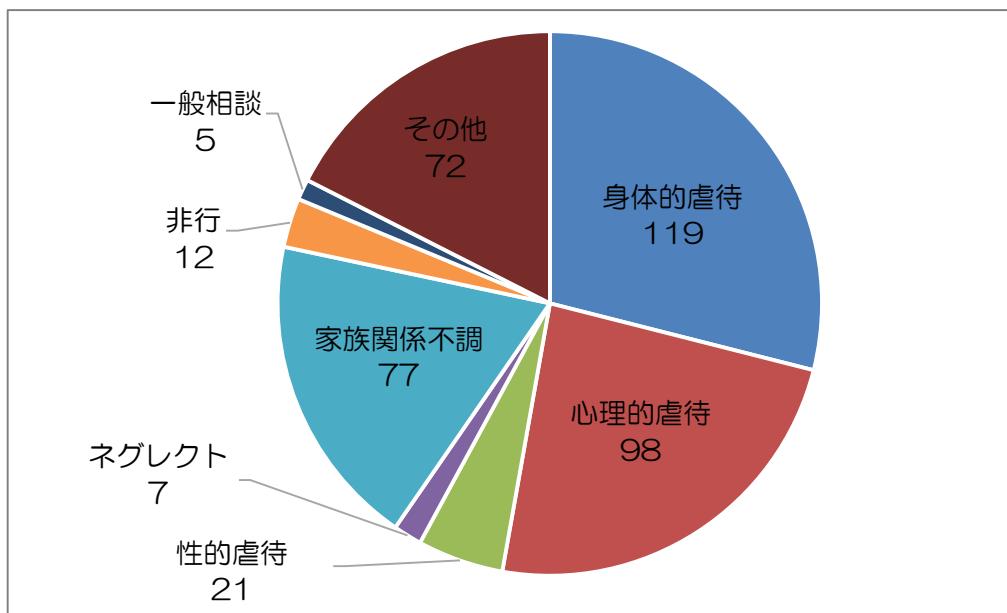
主旨	入所問合せ	相談	その他	繼續
	85	48	15	263

電話の主目的は、入所の問い合わせ（85件20.1%）であるが、2回目以降の電話については全て継続としている。

相談実人員143人のうち半数の72人は1回の電話で終了しているが、本人や関係機関と何回もやり取りをする必要のあるケースもあったのは、今年度の特徴といえる。一人当たりの平均は、2.9回となっているが、本人や関係機関などとのやり取りが10回を超えるケースが目立った。

シェルター入所に関しては、すぐに受け入れられない場合も多く、緊急に生活の場の提供のできる受け皿が少ないと、特に男性の受け入れ先については不足していることを痛感した。また、17歳までの場合は児童相談所に改めて相談を勧めることも多々あった。

(6) 主訴



相談に至る主原因として、身体的虐待が119件(29.0%)、心理的虐待が98件(23.8%)、性的虐待21件(5.1%)となっている。全体で245件(59.6%)が虐待、家族関係不調77件を加えると、78.3%が家庭内トラブルを主訴としている。これを実人員比でみると、全体では、93人(65.0%)が虐待を相談のきっかけにしており、家族関係不調と合わせると、114人(86.0%)が主に親等とのトラブルで居場所を無くしていることがわかる。

統計上、虐待の種別を一つに絞ってはいるが、虐待の実態は複合的なものであり、実態を可視化できるよう、今後の統計の取り方については更に検討していく必要がある。

(7) まとめと課題

2021年度の「居場所のない子どもの電話相談」は、年度途中からではあったが相談員を増員し、月曜日から金曜日まで毎日、午後だけではあるが開設することができた。

相談開始から14年となり、この間徐々に対応件数は増加してきている。電話相談カード配布の効果に加えて、相談者（子ども）本人や民間個人からの相談ではインターネットで検索して掛けたという方も目立った。中には、事情があって電話ができずメールでの相談を事務局にしてきたケースもあったが、返信で電話相談の番号を案内してもほとんどはそれで途切れてしまい、継続した相談には繋がっていない。若い世代にとっては、メールやSNSでしか繋がれない場合もあるようで、相談時間や相談の手段、てんぽの知名度をもっと上げて周知を図ること等、居場所に関する相談のニーズをきちんと拾うための工夫が今後更に必要であろう。

しかしながら一方で、相談を受けても緊急時の居場所の案内ができないことが多く、相談員にとっても厳しい状況がある。女性の場合は、役所の女性相談を紹介し、適切な居場所を検討してもらえるが、特に男性の相談では切羽詰まった状況があるにもかかわらず、紹介できる場所が稀少で電話終了後が気にかかるところである。

相談の特徴として女性からの相談が多く、中でも性被害がある女性の相談は深刻で、シェルターの利用に繋がった後も、手厚く時間をかけた支援が必要とされる。また大学生からの相談が増加し、コロナ禍でアルバイトが出来なくなったことで、より親との関係悪化に拍車がかかったケースも印象的であった。

電話相談の役割は、シェルター利用など居場所のない相談を受けて居場所の確保に繋げること、辛い状況の話を聞くことで、すぐの居場所探しはしなくとも精神的なサポートを行うこと、子どもの相談を受けている方への情報提供をすることなどが挙げられる。加えて、シェルターを退所した後、寂しさや精神的なストレス解消のために電話相談に電話してくることもあり、退所後のサポートという役割も必要になってきている。

相談者の抱える課題に対しては、てんぽのみでは解決できない事柄が殆どで、公的、民間に拘わらず複数の支援者の連携と共通理解を深めていく必要性があり、そのためにも電話相談員としての質をより一層高めていく必要がある。

前提として、シェルタースタッフとの密な連携も欠かせないが、何より、連絡をくれた相談者に電話してよかったと思ってもらえる存在でありたいと思っている。



4 山村ホーム活用事業

2016年「山村様」から、今まで住んでいた家を自由に利用していいとのお申し出を受け、一部改修をしてその年の7月から利用を開始しています。平屋の4L・DKで広いお庭と小さな畠もそばにあります。

当初は月に一度のヨガ教室に利用するのが精一杯でしたが、2018年5月から週に1回非常勤職員が勤務し、多くのボランティアの方々の協力を得て、てんぽ利用者のための日中活動と家の管理、2019年からはアフターケアの場としての活用を行っています。

2021年度も昨年に引き続きコロナウイルスの広がりにより、定例となっているヨガの一時中止のほか様々な活動を制限せざるを得ない状況が続いてしまいました。そんな中でも5月からシェルターやみずきの家を利用してくれた人たちの居場所として「Café てんぽ」事業をスタートさせることができました。

また、新たなボランティアの方々も加わり、畠や庭の整備のほかDIYもご支援いただきました。多くの方にご協力いただきて活動を続けられたこと、改めて感謝申し上げます。

主な活動は以下の通りです。

(1) ヨガ教室

毎月1回、山村ホームまで専門のインストラクター（講師料は寄付を活用）に来ていただき、シェルターの利用者を対象にレッスンを行っています。2021年度はコロナのため、9月・10月と2月・3月が中止となりました。実施8か月のうち利用者が参加できたのは4回でした。

運動不足解消、気持ちのいいことを体感してもらう、自分の体と向き合う等々目的はありますが、予定が立たないのがシェルターの特徴の一つですし、その日に外出が入ったり、気分が悪くなったりなどもありなかなか利用者が参加できない状況があります。シェルター入所の短期間の中で、どのように運営・活用していくかは今後も課題です。

(2) 畑づくりと庭の整備、収穫物の活用

敷地の裏に小さな畠があり、2020年度からはプレハブ跡地に新たな畠も加わりボランティアの協力で大根、玉ねぎ、ジャガイモなどを育てています。日々様子を見ることができないため、あまり手入れをせずに収穫できるもの限定ですが、タイミングがあったときは利用者が収穫を手伝ったりもしました。収穫物はシェルターの食卓に上った他、OG・OBの方々、ボランティアや理事の皆様にもご賞味いただけました。

また、畠が増えたので、さつま芋と大豆、落花生作りもはじめ、さつま芋と落花生はアフターケアの集いでOG・OBにおいしく食べてもらったほか収穫も楽しんでもらいました。その後のCafé てんぽでも焼き芋は好評メニューです。大豆は虫に食われたりもしましたが、2kgの収穫があり3月に利用者も参加し、ボランティアの協力を得て味噌づくりを行いました。味噌づくりは2020年度から行っていますが、今回初めて収穫した大豆のみでも味噌を仕込みました（別に購入大豆でも仕込んでいます）。秋の出来上がりが楽しみです。

また、庭についてはしだれ桜が3本、五葉松や椿のほか様々な庭木があり素人だけでは手に負えません。このため、こちらも庭師の方がボランティアに来てくださり少しづつ整備をしてくれています。シンボルの枝垂れ桜は2019年の台風に続き、2020

年夏には蟻により幹が食い荒らされてしまいましたが、何とか枯れずに済み、今年も見事な花を咲かせてくれ、CafeてんぽでOGの皆さんとお花見をすることができました。2020年度からは新たなボランティアの方も加わり、芝刈りの他畠の手入れなどに活躍してくれています。お庭の手入れも進んできているので、一昨年にブルーベリー、2021度はクリスマスローズやビオラなどの花も植え始めました。

なお、昨年は梅が大豊作で6kg以上収穫でき、ホームとシェルターで梅ジュースを作りこちらも大好評でした。

ジャガイモと梅の収穫



(3) 建物の整備

家の整備については、築40年近い家屋のため老朽化は否めない中、2020年後半はボランティアの方の協力で雨戸の修理や障子の張替、今年度は網戸の張替えを行いました。とは言え古い家なので今後もやらなければいけないことが山積みです。

(4) お茶会

2018年11月から日中活動プログラムの一つとして「茶道」を開始しました。ボランティアの先生に来ていただき、毎回お茶会形式でおいしいお菓子とお茶を楽しんでいます。「お茶会」といっても作法にはあまりこだわらず、楽しく体験すること重視で、季節行事を取り入れて庭の花々を楽しみながら、季節の移ろいを感じてもらえたたらと思っています。

2021年度はコロナに加えボランティアの方のご都合もあり、思うように開催できませんで感染防止の対策をしてOG・OBの集いも含め2回の実施となっています。新年度は新たな先生をお招きして継続していきたいと思っています。

(5) メイク講座

2019年4月からボランティアによるメイク講座を開始し、2021年度は感染防止の対策をしてOG・OBの集いも含め2回実施しました。

利用者にとってとても関心の高い「メイク」、一人一人の希望に合わせてアドバイスをしてもらうことができ、大変好評です。「就活の時のメイクは?」などこれから先を考えての質問も出たり、メイクを通して悩んでいることの一端がうかがえたりもしています。これからも利用者の希望に合わせて開催していきたいと思っています。

(6) 「Café てんぽ」と「てんぽOG・OBの集い」

アフターケア事業の一環として、OG・OBの集いに加え、2021年5月から山村ホームを会場に、シェルターとみずきの家を利用してくれた人たちの居場所として「Café てんぽ」がスタートしました。毎月1回（土曜と平日で交互に開催、8月、9月はコロナのため中止）。コロナ禍でもあったので、どこまで参加者が来てくれるか手探りでの開催でしたが、少人数ながらほぼ毎月参加者がありました。運営はシェルタースタッフと理事で行ってきましたが、1年の経験を踏まえ2022年度からはシェルターの担当も明確にし、より充実したものにしていく予定です。

2019年11月に初めて開催したシェルターとみずきの家のOG・OBを対象としたバーベキュー大会、現在は「てんぽOG・OBの集い」としてアフターケア事業の一環として開催しています。昨年に続きコロナ禍のため開催をどうするかギリギリまで悩むことになってしまいましたが、OG・OBとつながる貴重な機会として開催することとし、バーベキューは中止、飲み物とお菓子の提供に留めたうえ、検温・消毒・マスク会食などの感染予防をして何とか実施することができました。

幸い天気も良く、大きな家ですので部屋を開け放し、庭も使って「密」を避けることができました。参加者合計は19名で、内訳は、シェルターOG3名（同伴児2名）、ボランティア4名、職員・理事（元職員含む）10名です。

今年もメインは、庭のさつま芋掘りとみかんの収穫。昨年に引き続きお抹茶コーナーとマイクコーナーも大好評でした。畑で収穫した落花生もおいしかったです。

会は終始和やかな雰囲気で、懐かしいボランティアさんや元職員なども加わり、お茶を飲みながら当時の思いなどもOG同士でされており、体験を語る場としても意味があると考えさせられました。大人たちにとっても、元利用者の元気な姿を見ることは大きな励みとなっています。

Café てんぽで元利用者と



(7) ホームの貸し出し

少しずつですが、建物や庭の整備が進んできることを受け、この施設を会員のために有効活用したいとの思いから、会員限定ですが貸し出しをすることにしました。

十分な広報ができなかったこともあり、残念ながら2021年度の利用は1件のみでした。

(8) 今後の活動

コロナ禍ではありますが、ヨガなどの日中活動に加えてアフターケア事業の場の一つとしても活用が始まっています。これからも利用者が「やってみたいこと」の実現に向けて企画を充実していければと思っています。

公共交通機関では少し不便な場所ですが、その分静かであわただしい日常から離れた時間を過ごすことができます。庭と畠と建物を活用した活動、そして今年もさつま芋や大豆の植え付けを行ったので収穫物を利用した活動も企画中です（芋ほり、切り干し大根づくり、味噌づくりなど）。継続的な活動としていくためにも畠や庭、建物の維持を支えてくださるボランティアの皆様のさらなる支援を募っていければと思っているところです。



山村ホームの枝垂桜

2021年度山村ホーム年間計画一実績

	ヨガ	お茶会	マイク講座	庭	畠	DIY	アフターケア	法人関係	貸し出し
4月	15日 4人			2.3.7.8.10.12. 20.22.23.24.2 6.27.28.30 庭木剪定 芝刈・草刈	30日 耕起				
5月	13日 3人			11. 20他 庭木剪定 芝刈・草刈	11日、13日 大根収穫 さつま芋植え付け		29日 caféてんぽ 7人（1）		
6月	17日 2人	29日 5人		2.7.16.21.24.30 庭木剪定 芝刈・草刈	8日、29日 玉ねぎ収穫 落花生と大豆種 まき ジャガイモ収穫		29日（火） caféてんぽ 5人（0）		
7月	15日 2人			2.11.19.31 庭木剪定 芝刈・草刈 千日紅植付	6.20 ジャガイモ収 穫、草取、小 松菜等種まき		31日 caféてんぽ 7人（1）		
8月	19日 4人			7.21.25 庭木剪定 芝刈り、草取	3.10.28 草取、蔓返し 28;大根種まき		caféてんぽ コロナのた め中止		
9月	コロナの ため中止			8.11.28.29 庭木剪定 芝刈り、草取	7.21.28 草取、蔓返し 網戸張替え	16日	caféてんぽ コロナのた め中止		
10月	コロナの ため中止			5・12・28 庭木剪定 芝刈り、草取 クリスマスロー ズ・紫式部植え 付け	16 さつま芋、落花 生収穫		21日（木） caféてんぽ 4人（1）	16 味噌の試食会	
11月	18日 3人	○	○	6日球根植付 11日 草刈り	6日 さつま芋と大 豆の収穫 18日 大根収穫 20日 玉ねぎ植え付 け、ホウレン ソウ種まき		6日 OGOB集い 19人 (3)		
12月	16日 5			2、15 草刈り	12月中 切り干し大根づくり		25日 caféてんぽ 6人（2）		
1月	13日 2人		30日 4人				27日（木） caféてんぽ 5人（2）		
2月	コロナの ため中止			1、26 22、23、 25、 28 ピオラ・ネモ フィラの植付 庭木剪定			26日 caféてんぽ 3人（0）		
3月	コロナの ため中止			2、3、7、10、 11、14、21、 25、29 草刈り、 庭木剪定 腐葉土柵の作成	15日 ・じゃが芋植付 ・味噌づくり	15～17	29日（火） caféてんぽ	30日	

ヨガの参加人数は先生を含みません。その他は、ボランティア講師のため先生を含んだ人数です

アフターケアの()書き人数はOG,OBの参加人数です

5 研修

(1) シェルタースタッフ研修

日付	講座名	
7月 5日	神奈川県・かながわ生活困窮者自立支援ネットワーク（ZOOM参加） 「食」の支援～食糧支援を必要な人たちに届けるために～	
7月 9日	社会的養護関係者の集い・はまねっと（ZOOM参加） 「あの人の昔話を聞いて絆を深めよう」	
10月 3日	子どもセンターてんぽ研修 「利用者との適切な距離の取り方」	※注1
11月25日	こども青少年局こども家庭課養護支援係 アレルギー研修	
12月 4日 5日	日本子ども虐待防止学会第27回学術集会かながわ大会 ※啓発活動（5） 日本子ども虐待防止学会第27回学術集会かながわ大会を参照	
12月15日	神奈川県・かながわ生活困窮者自立支援ネットワーク（オンライン参加） 「日本の住宅政策と住居問題」～セーフティーネットの視点から～	
1月 26日	神奈川県・かながわ生活困窮者自立支援ネットワーク（オンライン参加） 「住」の支援～困窮しても住まいを失わないために～	
2月 4日	横浜市中央児童相談所 「児童相談所が担う役割についての説明および所内見学」	※注2
3月26日	子どもシェルター全国ネットワーク会議 in オンライン	※注3

(2) みずきの家スタッフ研修

日付	講座名	
7月 1日 8日	全国自立援助ホーム協議会ホーム長研修オンライン	
10月 3日	子どもセンターてんぽ研修 「利用者との適切な距離の取り方」	※注1
12月 4日 5日	日本子ども虐待防止学会第27回学術集会かながわ大会 ※啓発活動（5） 日本子ども虐待防止学会第27回学術集会かながわ大会を参照	
3月26日	子どもシェルター全国ネットワーク会議 in オンライン	※注3

- 全国自立援助ホーム協議会全国大会は、新型コロナウイルス感染症のため中止

(3) 電話相談員研修

日付	講座名	
10月 3日	子どもセンターてんぽ研修 「利用者との適切な距離の取り方」	※注1
12月 4日 5日	日本子ども虐待防止学会第27回学術集会かながわ大会 ※啓発活動（5） 日本子ども虐待防止学会第27回学術集会かながわ大会を参照	
1月22日 29日	シェルターボランティア講座	
2月 5日 12日		※研修（5）シェルターボランティア講座を参照
2月 4日	横浜市中央児童相談所 「児童相談所が担う役割についての説明および所内見学」	※注2

(4) 子ども担当弁護士研修

10月3日 「利用者との適切な距離の取り方」 ※注1

(5) シェルターボランティア講座

毎年秋と春に、ボランティアに興味のある方や、シェルターや自立援助ホームでの支援に関心のある方を対象にボランティア講座を実施していたが、新型コロナウィルス感染症予防対策により会場の使用ができず延期となったため、冬に1回のみ実施した。29名から講座の申込があり、受講者は24名、そのうち17名がボランティア登録に至った。

ボランティア講座（かながわコミュニティカレッジとの連携講座）

日程：第1～4回講座（1月22日、1月29日、2月5日、2月12日）

面接・説明会（2月26日）

場所：かながわ県民センター（第1～4回講座・面接・説明会）

講師：第1回（影山秀人・松橋秀之）、第2回（高橋 温・シェルター関係者）、
第3回（徳丸のり子）、第4回（シェルター関係者、現ボランティア）

内容：第1回（子どもの権利・児童虐待）

第2回（シェルターの必要性及び対象者・シェルターでの支援内容）

第3回（子どもの話を聞くとは）

第4回（ボランティアと子どもの関わり）

(6) シェルターボランティア研修

毎年夏と冬の年2回、現役ボランティア、スタッフ、理事の方々を対象にボランティア研修を実施している。

① 夏のボランティア研修

日程：7月31日

場所：山村ホーム

講師：なし

内容：ベテランボランティアのお話、事前アンケートをもとにディスカッションと
交流会

② 冬のボランティア研修

10月3日 「利用者との適切な距離の取り方」 ※注1

【研修注釈】

注1) 10月3日（日）

子どもセンターてんぽ研修「利用者との適切な距離の取り方」

講師：井上（てんぽ理事・精神科医師）

場所：神奈川県弁護士会館

参加者：会場21名、オンライン13名の合計34名

内訳（シェルタースタッフ4名、シェルターボランティア10名、

みずきの家スタッフ5名、電話相談員3名、事務局スタッフ2

名、子ども担当弁護士4名、理事6名（スタッフ兼務4名、講

師1名含まず））

注2) 2月4日（金）

横浜市中央児童相談所研修

場所：横浜市中央児童相談所

内容：児童相談所が担う役割についての説明および所内見学（一部）

参加者：シェルタースタッ夫1名、電話相談員2名、事務局スタッフ1名

注3) 3月26日（土）

子どもシェルター全国ネットワーク会議2021 in オンライン（千葉）

参加者：シェルタースタッ夫4名、みずきの家スタッフ2名、事務局スタ

ッ夫2名、子ども担当弁護士3名

6 啓発活動

(1) 公開シンポジウム 飛び立つために、羽を休めて Vol.14
つながることと つなぐこと

・内 容

- 1 てんぽ及びみずきの家の活動報告
- 2 講演「コロナ禍の子どもを取り巻く環境」
講演者 小児科医師 田上幸治

- ・日 時 2021年5月15日（土） 13:30～16:30
- ・場 所 やまと芸術文化ホール サブホール
- ・従業者人数 約30名
- ・受益対象者 一般市民約90名

(2) ニューズレター「てんとうむし」

- ・内 容 法人の活動内容等を広報するためのニュースレター「てんとうむし」を発行
- ・日 時 2021年8月および2022年2月
- ・場 所 この法人の事務所等
- ・従業者人員 2名
- ・対 象 者 一般市民
(発行部数 28号, 29号 各2,000部)

(3) ホームページおよびブログ

- ・内 容 法人の活動内容を広報するためのインターネット・ホームページおよびブログを常設
- ・日 時 通年
- ・場 所 この法人の事務所等
- ・従業者人員 3名
- ・対 象 者 一般市民

(4) オレンジリボンたすきリレーへの参加

※新型コロナウィルス感染症予防対策のため中止

(5) 日本子ども虐待防止学会第27回学術集会かながわ大会

- ・内 容 大会テーマ「誰ひとり取り残さない～思いをカタチに～」

① 公募シンポジウムへの参加

「子どもシェルターにおける支援の実際～自立援助

ホーム及び一時保護所との比較～」

登壇者：東京のシェルター関係者、横浜市の児童相談所職員

みずきの家ホーム長、理事（松原康雄、影山秀人）

② パネル展示による法人の周知活動

- ・日 時 2021年12月4日～5日
- ・場 所 パシフィコ横浜ノース
- ・従業者人員 18名
- ・対 象 者 日本子ども虐待防止学会会員および関係者

・参 加 者 23名（会場14名、オンデマンド9名）
内訳（シェルタースタッフ4名、みずきの家スタッフ6名、電話相
談員6名、事務局スタッフ2名、理事5名（スタッフ兼務者4名含
まず））

（6）講演・勉強会の講師など

- 11/23 日本ソーシャルワーカー連盟「子ども虐待の予防と対応研修」講師
11/24 日本フィランソロピー協会ミニセミナー オンライン
「社会課題のリアルを学ぶ～NPOの活動を通して～」講師
3/ 9 （株）横浜アリーナ社員・常駐委託会社向け人権研修
「子どもシェルターから見える子どもの人権」講師

その他

- 8/12 東京新聞の取材
11/ 8 東急子ども応援プログラム「リーダーインタビュー」の取材
1/14・3/10 朝日新聞社の取材

（7）みずきの家見学受入れ（団体）

受け入れなし

シェルターのクリスマス



7 組織運営

(1) 2021年度通常総会

日時：2021年5月15日（土）12：30～12：55

場所：大和市文化創造拠点シリウス 会議室

議題：第1号議案 2020年度事業報告の件

第2号議案 2020年度収支決算（貸借対照表、収支計算書）の件

第3号議案 2021年3月31日現在の財産目録の件

第4号議案 役員選任の件

第5号議案 2021年度事業計画の件

第6号議案 2021年度収支予算の件

※議案はいずれも承認された。

(2) 理事会

① 第1回

日時：2021年4月12日（月）18：30～

場所：かながわ県民センター708ミーティングルーム

議題：

（決議事項）

1 2020年度決算

2 2021年度通常総会議案

3 新型コロナウイルスによる公開シンポジウム実施可否の判断の時期と基準

（協議事項）

1 通常総会の準備

2 日本子ども虐待防止学会第27回学術集会かながわ大会

3 その他

② 臨時

日時：2021年7月7日（水）18：30～

場所：新横浜法律事務所 第2会議室

議題：

（決議事項）

1 児童相談所への報告書の件

（協議事項）

1 電話相談事業の拡充の件

③ 第2回

日時：2021年7月27日（火）18：30～

場所：かながわ県民センター708ミーティングルーム

議題：

（決議事項）

なし

（協議・報告事項）

1 2021年度の業務執行状況

2 今後の活動のあり方

3 その他

④ 第3回

日時：2021年10月20日（水）18：30～

場所：かながわ県民センター709ミーティングルーム

議題：

(決議事項)

なし

(協議・報告事項)

- 1 2021年度上半期の業務執行状況
- 2 2021年度上半期の決算状況
- 3 みずきの家 利用者の入学金立替の件
- 4 日本子ども虐待防止学会第27回学術集会かながわ大会参加の件
- 5 その他

⑤ 第4回

日時：2022年3月10日（木）18：30～

場所：かながわ県民センター709ミーティングルーム

議題：

(決議事項)

- 1 2022年度事業計画および収支予算書

(協議・報告事項)

- 1 2021年度の業務執行状況
- 2 2021年度第3四半期の決算状況
- 3 その他

(3) 運営委員会

(4/20, 5/11, 6/10, 7/13, 8/10, 9/9, 10/12,
11/10, 12/9, 1/11, 2/10, 3/22)

下線の日は17：00～@みずきの家、それ以外は18：30～@かながわ県民センターまたはオンラインで開催した。

8 助成・ご寄付いただいた団体等

(1) 助成金・寄付金

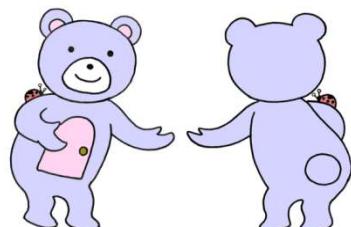
- ・コストコホールセールジャパン株式会社
- ・特定非営利活動法人WE21ジャパンこうほく
- ・特定非営利活動法人WE21ジャパン港南
- ・株式会社日能研関東
- ・国際ソロプチミスト川崎
- ・社会福祉法人神奈川県共同募金会
- ・株式会社大林組
- ・株式会社Kano y a
- ・しんゆりメンタルヘルスクリニック
- ・株式会社AOKI
- ・一般財団法人 全国学生保障援助会
- ・カフェころば
- ・いちょう団地連合自治会
- ・パン種
- ・カトリック藤沢教会
- ・公益財団法人日本フィランソロピー協会
- ・カンバーランド長老キリスト教会日本中会
- ・一般財団法人高橋貞子記念会
- ・かながわ元気フォーラム
- ・子どもシェルター全国ネットワーク会議
- ・社会福祉法人力りヨン子どもセンター

(2) 物品寄贈・寄付品

- ・株式会社ファーストリテイリング／若草プロジェクト経由
- ・ハウス食品株式会社／若草プロジェクト経由
- ・一般社団法人若草プロジェクト
- ・コストコホールセールジャパン株式会社
- ・株式会社 川口
- ・株式会社カーブスジャパン
- ・特定非営利活動法人 夢キューブ
- ・株式会社カレンズ
- ・IKEA港北
- ・社会福祉法人力りヨン子どもセンター
- ・特定非営利活動法人びなパートナーシップひろば
- ・横浜あかり法律事務所
- ・株式会社Daska&Desiree
- ・特定非営利活動法人夢キューブ
- ・株式会社カレンズ

★ご協力に改めて
感謝申し上げます★

(敬称略 順不同)



あとがき

シェルターの役割は、利用者に安全・安心な生活環境を提供し、次の生活を構築するステップをともに考えることです。しかし、シェルター滞在の短期間にネクストステップを十全に準備することは、個々人の状況によるがかなり困難なことがあります。また、十全と思われる準備・選択がなされても、生活状況の変化が予想しなかった課題をもたらす場合もあります。この役割は期間の差異こそあれ自立援助ホームでもいえることです。

シェルター「てんぽ」は、このような状況を踏まえ利用後にかかるアフターケア事業に取り組み始めています。自立援助ホーム「みずきの家」もアフターケア活動をしていますが、利用期間の差異はそれぞれに特徴を持たせているようです。各施設が法制度的に位置づけられている在り方（セッティング）は共通の課題と固有の課題、活動上の特徴を持たせています。例えば、「Café てんぽ」の活動を個別支援にも役立てていることが、シェルター「てんぽ」の特徴になっています。両施設も利用者であった若者に寄り添い、支えながら自立の手助けを行い、長期的には帰郷地的な役割を目指していくことになります。しかし、将来のありようは法人を取り巻く社会経済状況、法制度の変化に大きな影響を受けることが予想されます。

2022年6月の児童福祉法改正によって、社会的養護にかかる児童の対象年齢上限が無くなる方向が打ち出されました。また、こども家庭庁も来年度からスタートします。法改正全体がこれから実施にいたるものであり、こども家庭庁の守備範囲や活動もこれから具体化されるものであっても、シェルターや自立援助ホームは少なからぬ影響を受けるでしょう。妊娠期からの切れ目のない支援が、シェルターや自立援助ホームに連関するよう願うところです。

利用者はニュースとして耳にしたことはあっても、状況の変化を具体的に把握していないことが想定されます。新たな制度と利用者、利用後の若者とを結びつけ、「次」につなげていくことも法人てんぽの役割だと考えています。

2022年8月

認定NPO法人子どもセンターてんぽ
副理事長 松原 康雄



子どもが作ったバレンタインのケーキポップ

巻末資料

2021年度決算書（貸借対照表／損益計算書）

2021年度シンポジウム チラシ

新聞記事



2021年度貸借対照表

貸借対照表

NPO法人子どもセンターてんぽ

2022年 3月31日現在

(単位:円)

資産の部		負債の部	
【流動資産】	30,325,613	【流動負債】	487,887
事務局小口金	17,709	預り金シェルター	162,524
シェルターカード	311,692	預り金みずき	154,343
みずき小口金	148,407	預り金事務局	19,850
ゆうちょ	19,413,129	仮受金みずき	151,170
三菱新横浜	5,702,700	負債の部合計	487,887
シェルター三菱	464,623	資本の部	
シェルターバンク	129,010	【剰余金(欠損金)】	76,463,361
みずき通帳	787,395	当期末処分利益(損失)	76,463,361
仮払シェルター	245,770	(うち当期利益(損失))	6,244,561
仮払みずき	810,443		
仮払金シェルター	20,000		
仮払みずき措置	2,135,963		
未収金	7,000		
商品券	111,772		
仮払シェルターメディカル	20,000		
【固定資産】	46,625,635		
【有形固定資産】	1,157,491		
車両運搬具	1,157,491		
【投資等】	45,468,144		
出資金	1,000		
敷金	1,766,500		
長期前払費用	5,990		
特定資産1	6,176,953		
特定資産2	12,508,799		
特定資産3	25,008,902	資本の部合計	76,463,361
資産の部合計	76,951,248	負債・資本合計	76,951,248

(注)

消費税の経理処理方式

税込処理

2021年度損益計算書

損益計算書

NPO法人子どもセンターでんぱ

自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日

(単位:円)

経常損益の部			
【営業損益の部】			
【営業収益】			
【売上高】			
正 会 員 収 入	805,000		
賛 助 会 員 収 入	624,000		
法 人 会 員	40,000		
寄 付 金 収 入	12,331,518		
シ ェ ル タ 一 収 入	27,805,189		
み づ き 収 入	31,676,536		
助 成 金	1,000,000		
売 上 高 合 計		74,282,243	
【営業費用】		74,282,243	
売 上 総 利 益 (損 失)		69,670,046	
【販売費及び一般管理費】		4,612,197	
販売費及び一般管理費合計			
営 業 利 益 (損 失)			
【営業外損益の部】			
【営業外収益】			
雜 収 入	16,500		
受 取 利 息	810		
営 業 外 収 益 合 計		17,310	
經 常 利 益 (損 失)		4,629,507	
特別損益の部			
【特別利益】			
固 定 資 産 売 却 益	71,049		
過 年 度 修 正 益	1,657,417		
特 別 利 益 合 計		1,728,466	
【特別損失】			
過 年 度 修 正 損	113,412		
特 別 損 失 合 計		113,412	
税引前当期利益(損失)	6,244,561		
当 期 利 益 (損 失)	6,244,561		
前 期 繰 越 損 益	70,218,800		
当 期 未 処 分 利 益 (損 失)	76,463,361		

販売費及び一般管理費内訳書

NPO法人子どもセンターでんぱ

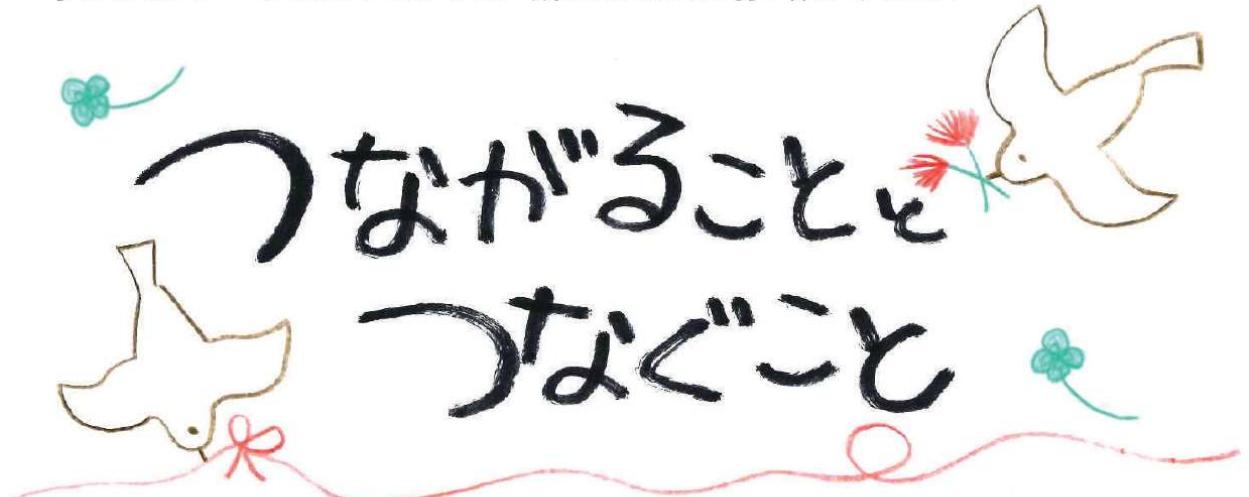
自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日

(単位:円)

シ ェ ル タ 一 事 業	29,358,010
み づ き	30,813,298
電 話 相 談 事 業	2,681,575
公 開 シ ン ポ ジ ウ	331,449
ニ ュ ー ズ レ タ 一	243,385
管 理 費	5,922,437
管 理 費 (山 村 H)	143,551
山 村 H 活 用 事 業	176,341
販売費及び一般管理費合計	69,670,046

2021年度シンポジウム チラシ

子どもセンターてんぽシンポジウム 飛び立つために羽を休めて Vol.14



【内容】

- 1) てんぽ及びみずきの家の活動報告
- 2) 講演「コロナ禍の子どもを取り巻く環境」

講演者 田上 幸治 (小児科医師)

【講師略歴】

平成11年和歌山県立医科大学卒業後、神奈川県立こども医療センター、東京女子医大などで小児科、小児神経科の研修を行い。現在、神奈川県立こども医療センター総合診療科医長、患者家族支援部長。専門は小児科専門医、小児科神経専門医、てんかん専門医。日本子ども虐待医学会代議員などを務める。
NPO法人子ども支援センターつなぐ代表を務める。



2021年5月15日(土) 午後1:30～4:30
(開場 午後1:00)

会場 やまと芸術文化ホール サブホール
〒242-0016 大和市大和南1-8-1

先着 250人(予約不要) 参加費 無料

主催 認定特定非営利活動法人子どもセンターてんぽ

後援 神奈川県 神奈川県教育委員会 神奈川県社会福祉協議会 横浜市
横浜市教育委員会 横浜市社会福祉協議会 川崎市 相模原市 大和市
t v k 神奈川新聞社 子どもシェルター全国ネットワーク会議(申請中含みます)

ご参加の皆様へ

※新型コロナウイルスの感染状況により開催中止や入場人数制限の可能性があります。お知らせは当法人のホームページで行います。

※発熱(37.5℃)、咳などの体調不良や陽性者との濃厚接触者はご来場をお控えください。検査で入場をお断りさせていただく場合もございます。

※会場ではマスクの着用等の感染症予防対策にご協力ください。

お問合せ 子どもセンターてんぽ事務局 横浜市港北区新横浜3-18-3 新横浜法律事務所内
TEL:045-473-1959 (月～金 9:30～17:30) <http://www.tempo-kanagawa.org/>

【講演】コロナ禍の子どもを取り巻く環境

コロナ感染は社会に大きなインパクトを与えました。家庭内の生活が増えるため身体的虐待、性的虐待、DVが増えたと考えられています。養育者の失業にともなう貧困や精神的な不安定さが増しました。家族への支援やサポートが不足し、孤立が増したと考えられています。

令和2年度の全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、1月14,816件(前年比+21%)、2月15,051件(+11%)、3月23,732件(+18%)と例年通り相談件数は増加しておりましたが、緊急事態宣言が出された4月には14,816件(+8%)、5月13,572件(-2%)と減少していきます(児童虐待相談対応件数の動向について(令和2年1月～9月分(速報値))より)。学校などの閉鎖による、家庭外の活動が不足することにより、見守りが不足し、虐待、ネグレクトが発見しにくくなったと考えられています。子どもは大人とは異なり、自宅での自らの被害をどこかに訴えたり、家庭を飛び出したりはなかなかできません。時には、それは頭痛、腹痛、食欲不振、不眠などの身体症状として現れます。幾つかの症例を提示します。

子どもを取り巻く環境は、貧困、コミュニティーの弱体化、育児不安などにより、深刻化、複雑化しています。コロナ禍はその環境の脆弱さをより際立たせました。行政、教育、福祉、医療など、どこか一つの分野だけが単独で問題を解決することはできません。問題が複雑化、深刻化しているからです。様々な機関が連携しながら、子どもに優しい環境や子どもや家庭を支援できる体制を整えていく必要があります。

こうした視点から、つなぐの設立契機や活動についてもお話したいと思っております。



「子どもセンターてんぽ」とは？

10代後半の子ども達の自立を支援することを目的に設立された認定NPO法人です。

安心して生活できる場所がない子どものための緊急避難施設である子どもシェルター「てんぽ」(定員男女6名)と、家庭で生活できなくなった子どもたちが共同生活を通して自立のための準備をする自立援助ホーム「みずきの家」(定員女子6名)を運営しています。

私たちは、子どもたちに安全・安心・清潔な住まいとおいしい食事を提供し、利用する子どもの人権を守り、一人ひとりの自立に向けたベースを尊重し、いつも真剣に、ねばり強く、寄り添います。

利用する子どもが望むとき(退所後も)、けっしてその子どもをひとりにはしません。

<http://www.tempo-kanagawa.org/>

*フジテレビ系列のドラマ「さくらの親子丼2」、「さくらの親子丼3」で子どもシェルターが取り上げられました。

◆会場案内◆



【中日新聞・東京新聞：2021年9月23日】

子どもの意見聴き尊重を

養護施設など入所決める前に

虐待などで親と暮らせない子どもを施設や里親家庭に預けることを決める際、児童相談所が子ども本人から意見を聞くよう法律で義務付けることを厚生労働省が検討している。同省の昨年度の調査では、子どもの意見を聞いて意向を反映する手続きを設けている児相は全体の約六割にとどまった。子どもの「意見表明権」を保障し、行政の決定や支援を進めるのが狙いだ。

主に十代後半の子どもを短期間受け入れるシェルター（定員男女六人）を運営する認定NPO法人「子どもセンター（んぱー）」（横浜市）。入所前の面接では、子ども本人に利用意思の確認書類に必ずサインをしてもらうという。副理事長で弁護士の高橋温さん（手写）は「自分の人生の責任を負えるのは自分だけ。本人に決めほしい」と話す。

親の意向に反して入所を希望する子どもも多い。児相の行政処分である一時保護は親権者の意思に反してできるが、「民間施設だから本人の意向、自己決定が大前提」と高橋さん。年

間十一、三人の利用があるが、入所する子どもには弁護士二人を付け、親との交渉などで本人の意向を代弁する。「職員が子どもに丁寧に説明し、何度も話し合っていることが意見表明の尊重には不可欠」と指摘する。

児相に義務付け 法改正検討



東京都が児童養護施設などの入所時に子どもに渡している「子供の権利ノート」。小学生用と中高生用があり、13項目の権利を説明している

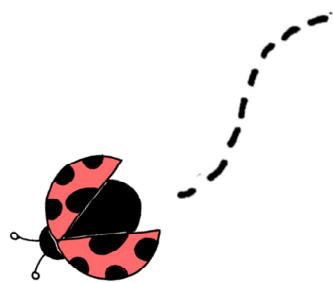
た」「一日だけと言われたが五ヶ月もいる」「時保が五六月もいる」と言ふ。時保の時は誘拐されたと思つた「子どもの意見を代弁する」のが声が出た。報告書では、あらかじめ意見を聽くのが難しい緊急保護の場合も、決定に不満がある子どもが保護後に意見表明できる機会を確保すべきだと提言。子どもの意見を代弁し改善を求める「意見表明支援員」（アドボケイ

ト）を、児相などとは別の機関が担つとも求めた。だが、児相が保護した子どもの声を適切に受け止めどもの声を適切に受け止めうことが意見表明の尊重に化は、厚労省の「子どもの意見や希望を言う権利があります。」

子どもの意見聴取の義務化は、厚労省の「子どもの意見や希望を言う権利があります。」

WTの委員で社会的養護経験者の居場所づくりに取り組む団体「CVV」副代表の中村みどりさん（三八）は、高校卒業まで児童養護施設などで生活した。「家族や友人、慣れ親しんだ環境から突然引き離されるなど過酷な経験をしているからこそ、子どもの声やSOSをきちんとキャッチしないといけない」と話す。

一時保護所などの聞き取り調査では「自分がなぜここにいるのか、将来どうなるか分からぬ」との声もあり、子どもと児相や施設職員とのコミュニケーション不足が目立った。中村さんは「法律で意見聴取を義務付け、職員の意識を変えなければ。子ども一人一人の特性に合わせて話を聞くスキルを高めるこも必要だ」と指摘する。



認定特定非営利活動法人子どもセンターてんぽ 2021年度活動報告書

発行 2022年8月

発行者 特定非営利活動法人子どもセンターてんぽ

〒222-0033 横浜市港北区新横浜3-18-3 新横浜法律事務所内

TEL: 045-473-1959

FAX: 045-477-5822

Email : info@tempo-kanagawa.org

URL : <http://www,tempo-kanagawa.org/>

無断転載を禁じます